

台 渡 里 3

—平成 19 ～ 21 年度長者山地区範囲確認調査概報—



2 0 1 1

水戸市教育委員会

ごあいさつ

郷土の歴史を学び、文化財を大切に保護保存、活用していくことは、住んでいる地域への関心と愛着を高め、地域の特性を生かしたまちづくりを推進していく上で大切なことです。長い歴史と伝統に培われた本市においては、現在のまちの原型である水戸城と近世城下町のみならず、貴重な古代遺跡が市域の各所に点在しており、『常陸国風土記』の存在とともに、日本古代史上重要な価値を有しております。

本市においては、これまで文化財説明板等の設置などにより、広く文化財を紹介し、普及・啓発に努めてきたところでございますが、今後は、あわせて埋蔵文化財の保護保存、活用に向けた取組を進めていくことが必要です。なかでも古代の官衙・寺院遺跡として広く注目を集めている台渡里廃寺跡につきまして、恒久的な保護保存と包括的な整備活用を目指して長く調査を進めてまいりましたが、このたび、平成19年度から平成21年度にかけて実施した長者山地区における範囲確認の発掘調査成果がまとまり、本書を刊行する運びとなりました。

すでに長者山地区については、古代常陸国那賀郡衙正倉院と推定されたところでございますが、従来確認されていた15棟以上の倉庫群とともに、それらを取り囲む二重の区画溝が新たに確認されました。これにより、正倉院の範囲は東西約300m、南北約230mに広がることが判明しました。また建物跡のうち瓦の出土した5棟について、出土瓦の計量を行った結果、少なくとも4棟は確実に総瓦葺建物であったことも明らかとなってまいりました。このように二重の区画溝で取り囲まれ、その内部に複数の総瓦葺建物が立ち並ぶ正倉院は全国でも例がなく、その重要性はさらに増してまいりました。今後は、市を代表する史跡のひとつとして一体的な保護保存と活用の推進を検討してまいります。

最後になりましたが、調査にあたり多大な御理解と御協力をいただきました土地所有者をはじめとする地域住民の皆様、並びに種々の御教示・御助言をいただきました水戸市史跡等整備検討専門委員ほか関係機関の皆様方に心から感謝申し上げます。そしてここに刊行する本書が、かけがえのない郷土の貴重な文化財に対する市民意識の高揚と学術研究上の資料として幅広く活用されることを期待し、ごあいさつといたします。

平成23年1月

水戸市教育委員会教育長 鯨岡武

例 言

- 1 本書は、水戸市教育委員会が国庫補助金を受けて実施した茨城県指定史跡「台渡里廃寺跡」（長者山地区）の平成19年度～21年度範囲確認調査の概要報告書である。
- 2 本遺跡の名称についてはこれまでの成果を受けて、寺院跡を「台渡里廃寺跡」、その周囲の官衙遺跡を「台渡里官衙遺跡」と呼称する。
- 3 調査組織は以下のとおりである。

【発掘調査・整理作業】（平成19年度）

担当者 川口武彦（文化振興課文化財係文化財主事）、渥美賢吾・木本孝周（同埋蔵文化財嘱託員）
事務局 鯨岡 武（教育長）、小澤邦夫（教育次長）、仲田 立（文化振興課長）、中里誠志郎（同課長補佐）、宮崎賢司（同文化財係長）、緑川義規（同主事）、関口慶久（同文化財主事）、新垣清貴（同埋蔵文化財嘱託員）

【発掘調査・整理作業】（平成20年度）

担当者 川口武彦（大串貝塚ふれあい公園文化財主事）
事務局 鯨岡 武（教育長）、内田秀泰（教育次長）、仲田 立（文化振興課長）、中里誠志郎（同課長補佐）、五上義隆（大串貝塚ふれあい公園所長）、大津郁子・色川順子（同埋蔵文化財嘱託員）

【発掘調査・整理作業】（平成21年度）

担当者 川口武彦（大串貝塚ふれあい公園主幹）
事務局 鯨岡 武（教育長）、内田秀泰（教育次長）、中里誠志郎（文化振興課長）、五上義隆（同課長補佐）、宮崎賢司（大串貝塚ふれあい公園所長）、大津郁子・色川順子・荒蒔周平（同埋蔵文化財嘱託員）

【整理作業】（平成22年度）

担当者 川口武彦（埋蔵文化財センター主幹）
事務局 鯨岡 武（教育長）、内田秀泰（教育次長）、中里誠志郎（文化課長）、宮崎賢司（埋蔵文化財センター所長）、米川暢敬（同文化財主事）、色川順子・金子千秋・田中恭子・大津郁子・三浦健太（同埋蔵文化財嘱託員）

- 4 発掘調査にあたっては、水戸市史跡等整備検討専門委員の学術的指導・助言を受けた（五十音順・敬称略）。
専門委員 岡本東三（千葉大学文学部教授）、川崎純徳（茨城県埋蔵文化財指導員）、黒澤彰哉（茨城県立歴史館史料・学芸部長）、後藤道雄（茨城県文化財保護審議会委員）、山中敏史（奈良文化財研究所）
- 5 発掘調査と整理作業には以下の者が従事した。

【発掘調査】（平成19～21年度）

石川 勉、石崎洋子、磯崎千亜希、榎沢由紀江、海老原四郎、岡 沙織、岡野政雄、小野瀬智工、小山司農夫、片西登美江、加藤利男、川又恵美子、河原井俊吉郎、久保木きよ子、久保田 馨、栗原芳子、佐藤祐香、鈴木潤一、高安幸且、高柳悦子、飛田とし子、飛田邦夫、富田 仁、中山忠雄、樋口 碧、広水一真、福原雅美、三浦健太、皆川明子、皆川幸子、村上巧兒、矢ノ倉文夫、山崎武司、渡辺恵子

【整理作業】（平成19～22年度）

安島町子、飯田貴代子、小澤弥代、柏 千枝子、斉藤千佐乃、鈴木加代子、杉崎明美、田上雪枝、橋本祥子、人見よね子、平根真由美、広瀬文子、三浦悦子

- 6 本書の執筆・編集は渥美賢吾（文化課文化財係文化財主事）・川口があたった。執筆分担はそれぞれ文末に明記した。
- 7 遺構及び遺物の写真撮影は渥美・川口が行った。
- 8 本書に関わる資料は、水戸市教育委員会が保管している。
- 9 発掘調査から本書刊行に至るまで、下記の方々・諸機関から御指導・御協力を賜った。記して深く謝意を表す次第である（敬称略・五十音順）。

【個人】青山俊明、吾妻俊典、荒井秀規、有吉重三、出浦 崇、大橋泰夫、大森隆志、小澤 毅、樫村宣行、金田明大、川井正一、川尻秋生、河野一也、瓦吹 堅、木本雅康、小杉山大輔、後藤一成、斎藤弘道、坂井秀弥、眞保昌弘

須田 勉, 清野孝之, 曾根俊雄, 田尾誠敏, 高島英之, 西口和彦, 西村 康, 長谷川敦章, 藤木 海, 松本太郎, 三井 猛, 森 郁夫, 山路直充, 吉村武彦, 渡辺丈彦

【機関】茨城県教育庁文化課, 奈良文化財研究所, 文化庁文化財部記念物課, 有限会社三井考測

凡 例

- 1 本書で使用した図面の方位は、すべて座標軸である。なお、本文中の挿図については、現段階では暫定的に日本測地系による表示となっている。これは、古いデータとの整合性を保つため、平成18年度調査における現地での遺構測量についても日本測地系を用いて作図したことによる。なお今後、範囲確認調査のデータの整理・統合を終えた段階で、世界測地系へ変換する予定である。
- 2 遺構平面図や断面図、遺物実測図や遺物写真図版の縮尺については統一せず、各挿図・図版にスケール等で示した。また、断面図や土層堆積図の標高についても、その都度図中に示してある。
- 3 第48次・第54次調査におけるトレンチ及び遺構の平面図は、第20図を除き、有限会社三井考測による技術開発研究の成果を提供いただいたものを使用させていただいた。
- 4 色調表現は、新版標準土色帳（農林水産技術会事務局監修2000年版）に従った。
- 5 引用・参考文献は、文末に一括して示した。

本 文 目 次

あいさつ

例言・凡例・目次

I 調査に至る経緯と調査の経過

- 1 調査に至る経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（川口・渥美）・・・・・・ 1
- 2 調査の方法と経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（川口・渥美）・・・・・・ 2

II 遺跡の概要と既往の調査

- 1 遺跡の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（渥美）・・・・・・ 2
- 2 既往の調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（渥美）・・・・・・ 7

III 地下探査・微地形調査（第42次）の成果・・・・・・・・・・・・・・・・（川口）・・・・・・ 11

- 1 第48次東区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（川口）・・・・・・ 11
- 2 第54次北区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（川口）・・・・・・ 12
- 3 第54次西区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（川口）・・・・・・ 13
- 4 まとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（川口）・・・・・・ 13

IV 検出された遺構

- 1 東区の遺構・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（川口）・・・・・・ 16
- 2 北区の遺構・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（川口）・・・・・・ 22
- 3 南区の遺構・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（川口）・・・・・・ 24
- 4 西区の遺構・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（川口）・・・・・・ 26

V 総括

- 1 正倉院をめぐる土地利用の変遷・・・・・・・・・・・・・・・・（川口・渥美）・・・・ 30
- 2 複数棟あった総瓦葺の瓦倉・・・・・・・・・・・・・・・・（川口）・・・・・・ 33
- 3 二重区画をもつ官衙施設の意義・・・・・・・・・・・・・・・・（渥美）・・・・・・ 34

4 今後の課題と展望	36
引用・参考文献	39
写真図版抄録	

図表目次

第1図 台渡里官衙遺跡長者山地区の位置	1	第11図 第48次トレンチ6・第54次トレンチ4遺構平面図	19
第2図 台渡里廃寺跡における昭和年間の調査成果	3	第12図 第48次トレンチ6・SD01セクション図	19
第3図 台渡里廃寺跡周辺の遺跡分布地図	5	第13図 第48次トレンチ7・8遺構平面図	20
第4図 台渡里遺跡群周辺の遺跡分布地図	6	第14図 第54次トレンチ1遺構平面図	22
第5図 第48次東区における地下探査と微地形調査の成果	11	第15図 第54次トレンチ3遺構平面図	23
第6図 第54次北区における地下探査と微地形調査の成果	12	第16図 第38次トレンチ3遺構平面図	24
第6図 第54次西区における地下探査と微地形調査の成果	12	第17図 第38次トレンチ4遺構平面図	25
第8図 長者山地区トレンチ配置図	14/15	第18図 第38次トレンチ1遺構平面図	26
第7図 第48次トレンチ1・3遺構平面図	17	第19図 第38次トレンチ2遺構平面図	26
第8図 第48次トレンチ3・SD03セクション図	17	第20図 第38次トレンチ6遺構平面図	27
第9図 第48次トレンチ4遺構平面図	18	第21図 第48次トレンチ2遺構平面図	28
第10図 第48次トレンチ5遺構平面図	18	第22図 第54次トレンチ2遺構平面図	29
		第23図 二重区画溝を持つ官衙遺跡の例	35
		第1表 台渡里遺跡群における近年の調査一覧	9/10
		第2表 第30次礎石建物別トレンチ数・調査面積・出土瓦種別総量	34

写真図版目次

表紙 第54次 T2SD02 土層断面（北東から）	写真図版3 第48次 T4SB01 柱穴検出状況（南から）
写真図版1 第38次 T3SI01・SD01・SB01 重複状況（南から）	第48次 T5SB02・SI01 重複状況（南東から）
第38次 T4SD01 検出状況（東から）	第48次 T2SF01 検出状況（東から）
第38次 T1SD01・SI01 重複状況（南から）	第48次 T3SD03 土層断面（北から）
第38次 T1SD01 検出状況（西から）	第48次渡里小学校現地見学風景（北西から）
第38次 T3SF01・SB02 重複状況（北東から）	第54次レーダー探査風景（北東から）
第38次 T3SD01 土層断面（東から）	第54次 T4SD01 検出状況（東から）
第38次 T6SD04 検出状況（北東から）	写真図版4 第54次 T2SD02 土層断面（南西から）
第38次現地説明会風景	第54次 T3SE01 土層断面（北西から）
写真図版2 第48次 T6SD01 掘削状況（東から）	第54次 T3SE01 土層断面（東から）
第48次 T6SD01 土層断面（南から）	第54次 T1SD02 土層断面（北東から）
第48次 T8 東側 SD05 検出状況（西から）	第54次 T1SD02 土層断面（北から）
第48次 T5SI01 検出状況（南西から）	第54次 T2SD01 土層断面（北から）
第48次 T5SI01 遺物検出状況近景（北から）	第54次 T2SD01 土層断面（北西から）
第48次 T5SD03 土層断面（南から）	第54次 T3SI01 検出状況（西から）
第48次 T4SB01 柱穴検出状況（東から）	写真図版5 第30次 SB002 出土隅切平瓦・隅切丸瓦
写真図版3 第48次 T4SB01 柱穴検出状況（南東から）	第30次 SB003 出土隅切平瓦

I 調査に至る経緯と調査経過

1 調査に至る経緯

台渡里廃寺跡は、那珂川右岸の標高30mの台地上に所在する古代寺院・官衙を主体とする複合遺跡である（第1図）。当遺跡は北から長者山地区・観音堂山地区・南方地区の3地区に分けられている。昭和14年から昭和18年にかけて高井悌三郎により行われた発掘調査の成果を受けて（第1～3次）、昭和20年7月16日付にて、その一部が茨城県指定史跡となった。昭和39年に報告書として刊行されているが（高井1964）、部分的な調査であったにもかかわらず、その精度は極めて高く、古代寺院・文字瓦研究では必ず引用される学術調査報告となった。

長者山地区は、昭和18年の2月下旬に行われた雑木林の現地踏査の際に瓦片が採集され、ボーリングにより礎石や瓦が埋没している状況が確認された。トレンチ調査は同年3月末から8月まで行われ、東西22m、南北11mの礎石建物跡（長者山第一号跡）と東西25.5m、南北13mの礎石建物跡（長者山第二号跡）が存在するとされた。また、多賀城系の軒瓦や那賀郡内の郷里名が記された文字瓦が多数出土しており、瓦葺の建物であることが明らかとなった。

昭和48年にはこの礎石建物の南側の位置で水戸市教育委員会による確認調査が行われ（第4～7次）、新たに2棟の礎石建物跡が確認された（第2図）。当地区からは、炭化米が出土することから、那賀郡衛正倉院としての認識が徐々に広まっていったが、諸般の事情から正式な報告が行われないまま、現在に至っている。

その後、平成年間に至るまでは当遺跡の周辺において大規模な発掘調査は行われなかったが、平成6年に水戸駅と赤塚駅を結ぶ都市計画道路3・6・30号線が開通して以降、史跡の周辺に開発の波が急速に及ぶこととなった。このような状況を受け、水戸市教育委員会は、史跡の性格や範囲の解明及び保存・活用を図っていくために、開発の波が押し寄せた観音堂山地区と南方地区を対象に、平成14年度から平成16年度まで国庫・県費補助に



第1図 台渡里官衙遺跡長者山地区の位置

よる範囲確認調査を実施した。そして、平成17年3月には3ヶ年の調査成果をまとめた範囲確認調査報告書を刊行し(川口・小松崎ほか編2005)、同年7月14日付で観音堂山地区と南方地区の一部、計32,984.67㎡が国指定史跡となった。これらの成果を受け、長者山地区についても同様に範囲確認調査を実施し、古代寺院・官衙遺跡群としての一体的な保存と活用を目指していくことが必要であると判断されたことから、平成18年度から4ヶ年計画で長者山地区の範囲と内容を確認するための調査に着手した。(川口・渥美)

2 調査の方法と経過

平成18年度に実施した第30次の成果により、正倉院の北側に二重の溝が巡っていること、正倉院の内部に13棟以上の礎石建物が存在することが確認された。この成果を受け、平成19年度～21年度においては東西と南の区画溝の探索を行い、範囲を確定することを主な目的とした。

平成19年度は西側と南側の区画溝の検出を目指してトレンチを6箇所設定した(第38次)。その結果、西側と南側区画溝を確認するとともに、区画溝が南側でも二重に巡っていることが確認された。平成20年度は東側の検出と西側の追加調査を目的として、トレンチを8箇所設定し、人力により掘削した(第48次)。その結果、東側においても二重に区画溝が巡っていることが確認された。平成21年度は区画溝の北西隅と北東隅における区画溝の検出を目的としてトレンチを4箇所設定し、人力により掘削した(第54次)。その結果、予測通りに二重の区画溝を確認するに至った。第48次および第54次に際しては、発掘調査に先立ち、有限会社三井考測による全面的な協力を得て、グリッド設置・微地形調査を行い、奈良文化財研究所による地下探査を実施して、トレンチ設定の目安とした。発掘調査区についても、地下探査と微地形調査との整合性の有無を検討するため、有限会社三井考測に計測をお願いした。この地下探査・微地形調査・発掘調査とのそれぞれの結果が一致したことにより、範囲確定の大きな一助となった(Ⅲ章を参照)。(川口・渥美)

II 遺跡の概要と既往の調査

1 遺跡の概要

(1) 台渡里廃寺跡について

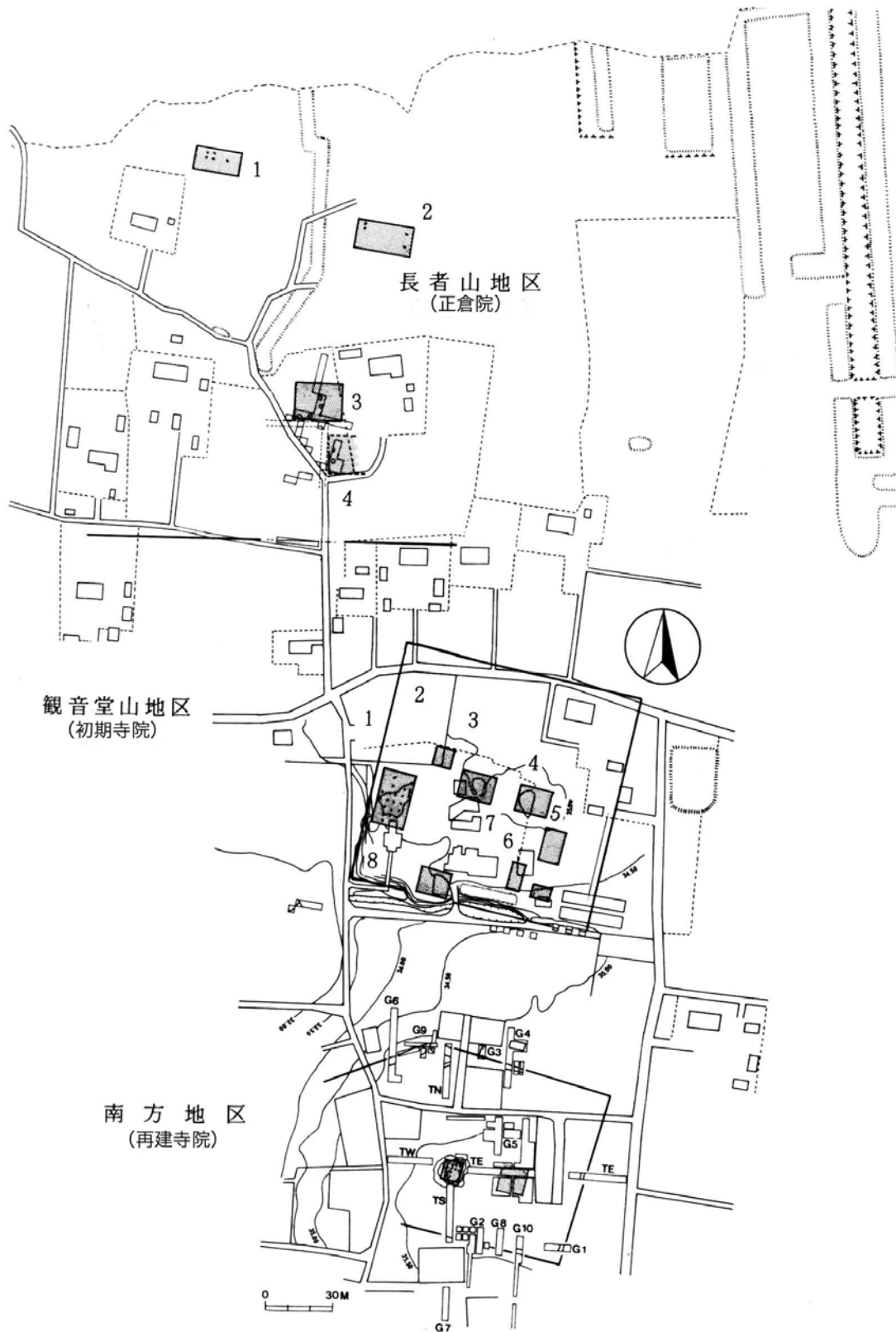
台渡里廃寺跡は、茨城県水戸市渡里町地内の北から東へと流れる那珂川を眺望できる標高30m前後の台地上に立地する古代官衙・寺院遺跡である。従来北から長者山地区、観音堂山地区、南方地区に区分して説明されてきた(第2図)。

長者山地区は、渡里町字長者山3119番外に位置し、従来から多量の古代瓦と炭化米が散布していたことから、郡衙正倉院と推定されていたところである。平成18～21年度の確認調査で、二重区画溝をもつ総瓦葺き倉庫群であることが判明したところである。現在は一部が県指定史跡である。

観音堂山地区は、渡里町字アラヤ前2973番1外に位置する。本地区を寺院伽藍とする見解と郡衙政庁院とする見解と両者があつたが、平成14～16年度の確認調査で塑像片や高炉等の仏教関連遺物の出土をみたこと、従来から「仲寺」銘墨書土器、「徳輪寺」銘刻書文字瓦の出土が知られていたこと、主として以上の2点から、寺院伽藍跡であると結論づけられた。なお出土瓦の検討から、その創建年代は7世紀後半から末頃に遡り、石岡市茨城廃寺跡と並んで県内最古の古代寺院であるといえる。現在は大部分が国指定史跡である。

南方地区は、渡里町字ヤジカ2909番1外に位置する。古くから塔跡が確認されており、寺院伽藍であることは知られていたが、平成14～16年度の確認調査において、塔跡基壇の断ち割り時に9世紀以降に下る土師器片が出土したこと、寺院跡にも関わらず瓦の出土が極めて少ないこと、伽藍区画溝の掘込みが途中で止まっていることから、9世紀代の創建であるとともに、その時期が観音堂山地区の伽藍の焼失時期と符合することから、一度失われた伽藍について場所を変えて再建を試みたものと推定されたのである。現在は大部分が国指定史跡である。

こうした特徴をもつ官衙・寺院遺跡は、全国の類例をみても極めて珍しく、郡衙と寺院が密接に絡んだ一大遺



第2図 台渡里廃寺跡における昭和年間の調査成果 (瓦吹 1991)

跡群として捉え直す必要が生じてきた。

(2) 台渡里廃寺跡の歴史的環境

これまでの史跡指定に向けた範囲確認調査、及び開発等に伴う試掘・確認調査や本発掘調査の結果を受け、遺跡のそれぞれの性格に応じて、新たに遺跡(埋蔵文化財包蔵地)の範囲を括り直し、今後は以下のように把握することとする。原則として全体の包蔵地範囲自体を変更することなく、道路等により境界を明示できるようにした。なお遺跡名末尾の括弧内に記載された番号は現行台帳にある遺跡番号である。具体的な位置関係については第3・4図を参照願いたい。

ア 台渡里廃寺跡

現行台帳の台渡里廃寺跡(98)の南半、観音堂山地区及び南方地区である。ただし、平成17年1月に史跡指定のための意見具申を行った際に、未同意により指定地外となったものの本来保護すべき範囲として提示した隣接する台渡里遺跡(276)の一部をここに組み替えることとする。2つの寺院伽藍跡とその関連遺構を主体とする。

通常、遺跡名には代表される小字名を付して呼称されることが多い。「台渡里」という名称は、かつてこの地域が「台渡村」とされ、水戸市となる以前が「渡里村」であったことから派生した地域の名称であるから、遺跡の名称としては原則的でない。ただし長い間、「台渡里廃寺跡」という遺跡名称で親しまれてきたこと、現在でも最寄りのバス停が「台渡里」であると同時に、地域コミュニティの集会所を「台渡里公民館」と呼んでいることから、地域住民に親しみやすい名称として、従来そのままとすることとした。下の台渡里官衙遺跡についても同様である。

イ 台渡里官衙遺跡

現行台帳の台渡里廃寺跡(98)における長者山地区、長者山遺跡(24)、アラヤ遺跡(25)の一部、台渡里遺跡(276)の東半を含む。これまで台渡里廃寺跡長者山地区と呼ばれていた地区については、確認調査の結果を反映し、その範囲を拡大させて台渡里官衙遺跡長者山地区と呼称する。これにより範囲の減少した長者山遺跡(25)については台渡里官衙遺跡長者山東地区と呼称する。これまで台渡里遺跡(276)と呼称されていた範囲のうち、台渡里廃寺跡の東側については、代表する小字名をとって、その北半を宿屋敷地区、南半を南前原地区と呼称する。

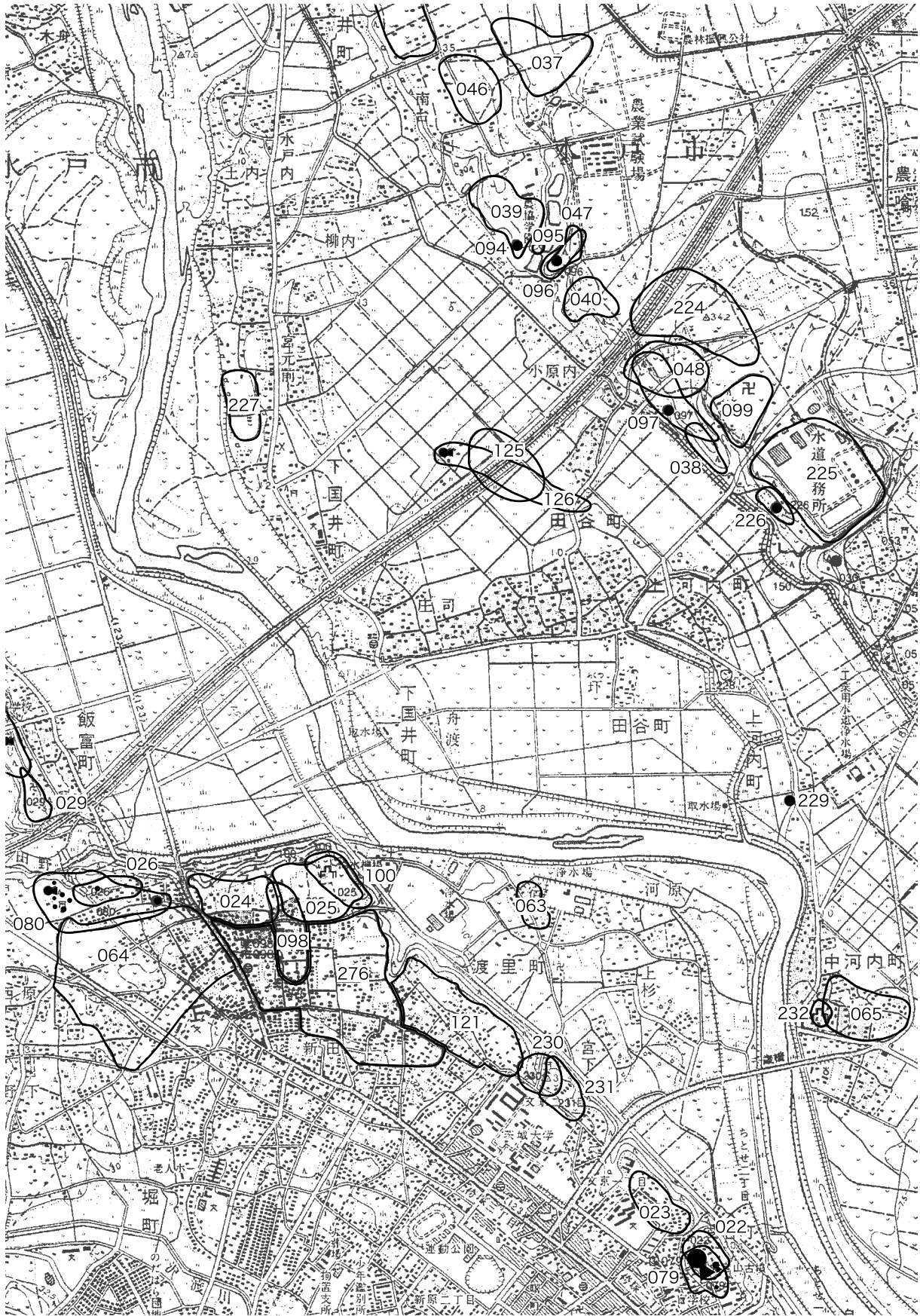
長者山地区については郡衙正倉院に該当することが確認調査で明らかとなっているが、その他の地区については、その性格は必ずしも明確でない。しかし新しい地区名でいうと、長者山東地区では、個人住宅建設に伴った発掘調査で3×3間の掘立柱建物跡が確認されている。宿屋敷地区では、竪穴建物跡のほかに区画溝や布掘りの掘立柱建物跡(3×2間)のほか、良好な土器の一括資料に恵まれ、一般集落とは異なる様相をもつことは明らかである。南前原地区では、掘込み基壇をもつ礎石建物跡や初期官衙の可能性をもつ区画溝の一部が確認されている。これらの成果から、いずれも官衙遺跡と呼称して差し支えないような内容をもつことは明らかである。今後、当該遺跡範囲内において郡政庁院、厨院、居宅が発見される可能性を加味して「台渡里官衙遺跡」と呼称するものである。

なお本遺跡においては下層に縄文時代後期及び古墳時代前期後半を、上層に中世後期を主体とする遺跡が確認されているが、新たに遺跡名を付すことで混乱が生じることを避けるため、ここでは層位によって区別しないこととする。ただし、長者山地区の一部及び長者山東地区において地表面観察で明らかな中世城館については、従来どおり長者山城跡(100)と呼称することとする。

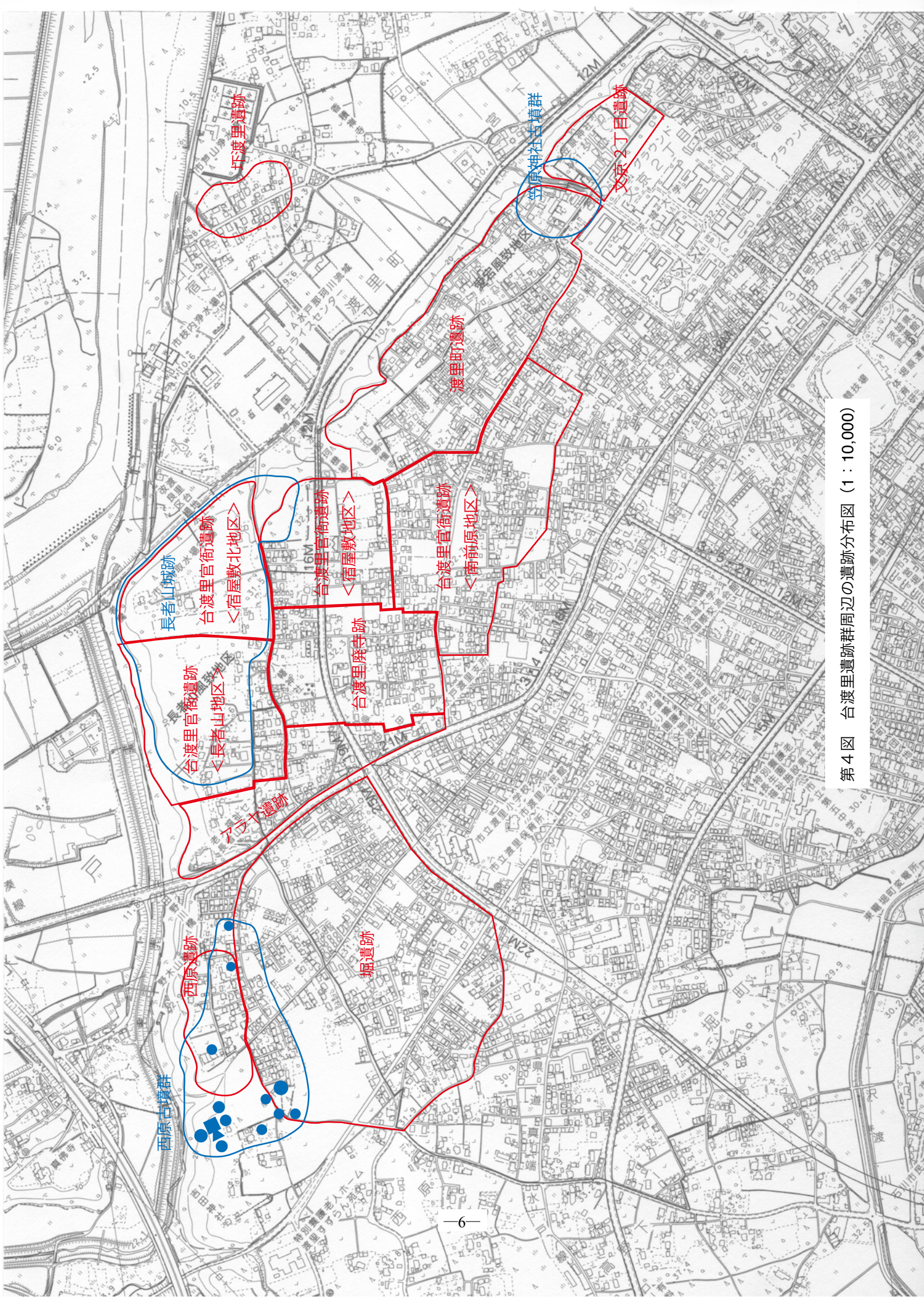
ウ アラヤ遺跡

現行台帳のアラヤ遺跡(25)を基本とするが、一部は、台渡里官衙遺跡長者山地区の範囲に組み込んでいる。また従来台渡里遺跡(276)としていた区域のうち、台渡里廃寺跡の西側を当該遺跡に含めることとする。

ここでは、これまでの調査により、粘土採掘坑や小規模な掘立柱建物跡が確認されており、官衙遺跡とは呼べ



第3図 台渡里廃寺跡周辺の遺跡分布地図 (『茨城県遺跡地図』1/25,000 より)



第4図 台渡里遺跡群周辺の遺跡分布図 (1 : 10,000)

ないものの、その成り立ちや景観の復元的考察を行っていくにあたり、あわせて検討の必要な遺跡であると考えられる。

エ 堀遺跡

現行台帳の堀遺跡(64)を踏襲する。ただし、隣接する西原古墳群(80)範囲内において、一部に奈良・平安時代に帰属する土師器・須恵器の破片を採集できることから、その範囲内に限って、当該遺跡を拡大させることとした。平成5年度及び同6年度に宅地造成に伴って発掘調査が行われ、当時は少々規模の大きな8世紀初頭から9世紀後葉にかけての古代集落跡という認識程度であったが、隣接する台渡里遺跡や台渡里廃寺跡における調査が進展するにつれて、こうした官衙遺跡と関わり深い計画村落の様相をもつ集落跡である可能性が高まってきており、注目される場所である。

オ 渡里町遺跡

現行台帳の渡里町遺跡(125)を踏襲する。ただし隣接する笠原神社古墳(230)範囲内において、一部に渡里町遺跡と同様に遺物が散布する区域があることから、当該遺跡を一部僅かに拡大させることとした。縄文時代後期の環状集落を下層にし、7世紀末から11世紀にかけての古代集落跡が展開する。上層には地下式坑等の中世遺構が展開する。堀遺跡同様に官衙遺跡に隣接する古代集落跡であるが、継続する時期に違いがあり、注目される場所である。

(3) 遺跡群としての「台渡里」

渡里町地内の古代遺跡は、台渡里廃寺跡を中心にして、いわゆる上市台地の北端で台地縁辺に沿うように、東西に細長く展開する。寺院跡の北、東、南には官衙遺構が展開し、西には官衙や寺院の造作、修造に関わりのある遺構群がある。こうした官衙・寺院遺跡の東端と西端には、それぞれ埋没谷があり、東端は現在の国道123号線、西端は勝幢寺の東側にその痕跡を残す。この埋没谷を挟んで、それぞれ官衙の造作や運営に関わったとみられる大規模な拠点集落たる堀遺跡と渡里町遺跡が展開するのである。これらは遺跡群として一体的に捉え直して、理解していく必要がある。

したがって、平成18年度確認調査報告書『台渡里1』において示したとおり、狭義の台渡里遺跡群(官衙遺跡群)として、台渡里廃寺跡、台渡里官衙遺跡、アラヤ遺跡を示すこととし、これらを発掘調査等において整理する際には、台渡里第○次調査として通番を付し、その略称を「DWT000」とアルファベットと調査次数の3桁で占めずこととする。

そして広義の台渡里遺跡群としては、堀遺跡や渡里町遺跡を含めて考えておくことで、古代の官衙・寺院遺跡を総合的に把握できるように、事前の準備としたい。(渥美)

2 既往の調査

台渡里遺跡群においては、これまで78次にわたる調査が行われている(第1表)。ここでは、これまで台渡里廃寺跡及び台渡里遺跡と呼称していた範囲を中心に、当地に立地する古代遺跡群に対する調査成果を一体的に概略することで、古代の官衙・寺院遺跡の様相を中心にふりかえっておきたい。

(1) 寺院と郡衙正倉院の調査(台渡里廃寺跡)

台渡里廃寺跡の調査研究は、高井悌三郎による戦前の学術調査を嚆矢とする(高井1964)。これを受けて、昭和20年にその一部が茨城県指定史跡とされた。

長者山地区については、従来から炭化米の出土が報告され、礎石建物跡が確認されていることから(高井1964, 瓦吹1991)、那賀郡衙正倉院と推定された(瓦吹1991, 黒澤1998)。近年行っている市教委の範囲確認調査に

より、新たに9棟の礎石建物跡と四方を台形状に囲む区画溝が確認され、正倉院であることが確定的になった。

観音堂山地区については、これまで那賀郡衙政庁院や河内駅家とする見解もあったが(瓦吹1991, 外山1993), 市教委が行った範囲確認調査により、寺院建築とみられる礎石建物跡に伴って、陶製相輪の一部や塑像片、須恵器高环形香炉等の仏教関連遺物の出土をみたことから、いわゆる郡衙周辺寺院であると推定されるに至った。そしてその創建年代は7世紀後半に遡ることが明らかとなった(川口・小松崎ほか編2005)。出土瓦には、「吉(土)田」、「川邊」、「井野」、「阿波」、「中」、「志□」、「年足」等寺院造営に関与した那賀郡の郷名や人名が記されたもの、相輪の一部が描かれたものや「佛」銘をもつもの等が豊富に確認された。

南方地区については、早くから寺院と考えられてきたが(高井1964, 瓦吹1991, 黒澤1998), 市教育委員会が行った範囲確認調査により、塔跡基壇の内部よりいわゆる内黒土器の坏破片が出土したことから、9世紀後半に造営された寺院跡であることが判明した。観音堂山地区の寺院が9世紀には火災で廃絶していることに加え、南方地区の伽藍区画と思しき溝の掘削が途中で廃絶されていることから、観音堂山伽藍焼亡後に南方地区において再建が開始されたが、造営は何らかの事情により中断した可能性が高い(川口・小松崎ほか編2005)。なお平成17年には観音堂山地区と南方地区が国指定史跡に指定されている。

(2) 官衙関連遺跡の調査(台渡里遺跡)

渡里町の台地を東西に貫く都市計画道路敷設に伴い実施された発掘調査(台渡里第8次調査)では、第2調査区において、竪穴住居跡、溝跡、掘立柱建物跡が検出された(井上・千葉1995)。とくに竪穴住居跡や2号溝から集中的に出土した7世紀後半～8世紀前半の土器群が注目され、それらのうちには、湖西産や上野系等搬入品とみられる須恵器や東北地方の栗圀式の影響を受けているとみられる土師器坏などがみられる。また3号溝は、0.9～1.3mほどの掘方をもつ柱穴が2m等間で列状となったものが、溝で連結しており、柵列もしくは掘立柱塀などの区画施設としての性格が推定される。遺構には、主軸が真北を示す傾向にあるものとやや北西に振れる傾向のもの2種あり、8世紀前半代のいずれかを面期とした時期差と考えられる。台渡里第9次調査は、第8次調査の第2調査区に隣接しており、3号溝の延長部分と7世紀後半の竪穴住居跡が1軒検出された。

第8・9次調査区の南側に位置する市道路内での発掘調査では(第39次)、8次2区で検出された3間×3間の布掘り総柱掘立柱建物跡とほぼ同じものが検出されると同時に、これと軸を同じくする官衙ブロックを区画するとみられる溝の発見があった。溝からは「郡厨」銘墨書土師器有台坏が出土し、官衙ブロックの一部である可能性を一層におわせている(佐々木・林ほか2008a)。

平成15・17年に実施された商業施設建設に伴う調査(第17次・第26次)では、台渡里廃寺跡南方地区の伽藍の東側寺院地区画溝とともに、寺院に先行する竪穴住居跡や掘立柱建物群と鍛冶工房等が確認された。これらは観音堂山地区初期寺院の造営時期に相当することから、寺院造営に関わったものとみられる(川口・関口ほか2007)。

これらの調査地点よりやや南方で行われた台渡里第24次調査では、古代の竪穴住居跡とともに総地業の礎石建物跡1棟とそれを区画する溝1条が検出され、区画溝の覆土上層からは炭化米がまとまって出土した(小川・大淵ほか2006)。SI01からは「備所」銘墨書をもつ須恵器有台坏が出土した。狭小な調査区ゆえに拙速な判断は控えたいが、炭化米や礎石建物跡の存在から類推するならば、租税等を備蓄しておくための施設名を示すと解することも可能であろう。

こうした近年の調査により、古代那賀郡衙及びそれに関連する遺構群は、台渡里廃寺跡の範囲のみならず、台渡里遺跡の範囲にも及ぶことが確認されており、現在改めて遺跡範囲の括り方に対する見直しの必要性に迫られていたことから、既述のように埋蔵文化財の捉え直しを図ったのである。(渥美)

第1表 台渡里遺跡群における近年の調査一覧

調査年次	期間	地区名	地番	原因	担当者	調査機関	面積(m ²)	文献
第30次	2006.10.3 ～ 2007.2.7	官衙遺跡/ 長者山地区	渡里町字長者山 3119 ほか	重要遺跡範囲確認	川口武彦 新垣清貴	水戸市教委 (確認調査)	386.77	水戸市教委 2009『第21集』
第31次	2006.11.29	官衙遺跡/ 南前原地区	渡里町字南前原 2618	個人住宅建築に伴う	川口武彦 新垣清貴	水戸市教委 (試掘調査)	12.6	水戸市教委 2009『第22集』
第32次	2007.1.31	官衙遺跡/ 南前原地区	渡里町字理久保 2771-1 ほか	宅地造成に伴う	川口武彦 新垣清貴	水戸市教委 (試掘調査)	30.4	水戸市教委 2009『第22集』
第33次	2007.1.22 ～ 2007.2.21	アラヤ遺跡第2地点 (官衙遺跡/長者山地区)	渡里町字アラヤ 3061-4 地先	市道常磐10号線改良 工事に伴う	大橋 生 林 邦夫	東京航業研究所 (本調査)	244	水戸市教委 2007『第12集』
	公共下水道工事に伴う			新垣清貴 関口慶久	水戸市教委 (立会調査)	—	水戸市教委 2007『第12集』	
第34次	2007.4.4 ～ 2007.4.5	官衙遺跡/ 宿屋敷地区	渡里町字宿屋敷 3028- 8	個人住宅建築に伴う	川口武彦 渥美賢吾	水戸市教委 (試掘調査)	98.24	水戸市教委 2010『第35集』
	渥美賢吾 木本孝周				水戸市教委 (本調査)	98.24	整理中	
第35次	2007.05	官衙遺跡/ 宿屋敷地区	渡里町 2812-1～3011	下水道新設に伴う	新垣清貴	水戸市教委 (試掘調査)	16.5	水戸市教委 2010『第35集』
第36次	2007.8.19	廃寺跡/ 観音堂山地区 官衙遺跡/ 宿屋敷地区	渡里町アラヤ前 2967- 1 渡里町宿屋敷 3017-1	ソイルマーク確認に 伴う	西村 康 西口和彦 金田明大 木本孝周 渥美賢吾	水戸市教委 奈良文化財研究所 (レーダー探査)	—	整理中
第37次	2007.10.29	官衙遺跡/ 宿屋敷地区	渡里町字宿屋敷 3028-6	土地改良に伴う	木本孝周	水戸市教委 (確認調査)	10.0	整理中
第38次	2007.11. 2008.2.12	官衙遺跡/ 長者山地区	渡里町 3088-2	重要遺跡範囲確認	渥美賢吾 木本孝周	水戸市教委 (確認調査)	420	水戸市教委 2011『第37集』
第39次	2007.11.19 ～ 2008.1.19	官衙遺跡/ 宿屋敷地区	渡里町 2812-1～3011	下水道新設に伴う	大橋 生 市瀬俊一	東京航業研究所 (本調査)	226	水戸市教委 2008『第15集』
第40次	2008.3.19	官衙遺跡/ 南前原地区	渡里町字理久保 2771- 12	個人住宅建築に伴う	川口武彦	水戸市教委 (試掘調査)	24.71	水戸市教委 2010『第35集』
第41次	2008.4.30 ～ 2008.6.4	官衙遺跡/ 南前原地区	渡里町字理久保 2771- 12	個人住宅建築に伴う	川口武彦 色川順子	水戸市教委 (本調査)	90.22	整理中
第42次	2008.5.19 ～ 2008.5.23	官衙遺跡/ 長者山地区	渡里町 3078-2, 3082- 1, 3090-7, 3090-1, 3090-4, 3095-3, 3145-1, 3145-2, 3146	重要遺跡範囲確認	川口武彦 西村 康 西口和彦 金田明大 木本孝周 三井 猛	水戸市教委 奈良文化財研究所 (レーダー探査)	7,700	水戸市教委 2011『第37集』
第43次	2008.7.10	官衙遺跡/ 宿屋敷地区	渡里町 3009-1	個人住宅造成に伴う	渥美賢吾	水戸市教委 (試掘調査)	58.3	整理中
第44次	2008.8.24 ～ 2008.9.13	官衙遺跡/ 南前原地区	渡里町字前原 2839-1	学術調査	田中 裕 佐藤祐香	茨城大学考古学 研究室	112.5	整理中
第45次	2008.07.22	官衙遺跡/ 南前原地区	渡里町	水道管理設に伴う (常磐33号線)	渥美賢吾 関口慶久	水戸市教委 (立会調査)	—	整理中
第46次	2008.08.21 ～ 2008.08.26	長者山遺跡第3地点 (官衙遺跡宿屋敷北地区)	渡里町字長者山 3151- 4, 3151-6	個人住宅解体に伴う	川口武彦	水戸市教委 (試掘調査)	90.75	整理中
第47次	2008.10.09	廃寺跡/ 観音堂山地区	渡里町字宿屋敷 2987- 4, 2987-14	共同住宅建築に伴う	渥美賢吾	水戸市教委 (試掘調査)	26	整理中
第48次	2008.10.21 ～ 2009.02.27	官衙遺跡/ 長者山地区	渡里町 3145-1・2, 3146	重要遺跡範囲確認	川口武彦	水戸市教委 (確認調査)	530	水戸市教委 2011『第37集』
第49次	2008.10.31	官衙遺跡/ 長者山地区	渡里町 3058-3	個人住宅建設に伴う	渥美賢吾	水戸市教委 (試掘調査)	8.24	整理中
第50次	2008.12.03	官衙遺跡/ 宿屋敷地区	渡里町 3001-3	個人住宅解体に伴う	川口武彦	水戸市教委 (確認調査)	11.54	整理中
第51次	2009.04.06 ～ 2009.05.16	官衙遺跡/ 南前原地区	渡里町字前原 2699 地 先～2775-2 地先	公共下水道工事に伴 う(市道常磐283号 線)	林 邦雄	東京航業研究所 (本調査)	98.5	水戸市教委 2009『第30集』
第52次	2009.04.22	官衙遺跡/ 南前原地区	渡里町念仏久保 2538- 1	個人住宅建替に伴う	渥美賢吾	水戸市教委 (試掘調査)	6	整理中
第53次	2009.07.13 ～ 2009.07.15	渡里町遺跡第11地点(1次)	渡里町 2819-1	集合住宅建築に伴う	米川暢敬	水戸市教委 (試掘調査)	90	整理中
第54次	2009.07.08 ～ 2009.08.12	官衙遺跡/ 長者山地区	渡里町字長者山 3119 番ほか	重要遺跡範囲確認	川口武彦	水戸市教委 奈良文化財研究所 (確認調査)	150	水戸市教委 2011『第37集』
第55次	2009.07.16	アラヤ遺跡	渡里町 2953-1	個人住宅建築に伴う	米川暢敬	水戸市教委 (試掘調査)	23	整理中
第56次	2009.09.15 ～ 2009.11.17	官衙遺跡/ 南前原地区	渡里町 2771-13	個人住宅建築に伴う	米川暢敬	水戸市教委 (本調査)	73	整理中
第57次	2009.11.17 ～ 2009.11.18	官衙遺跡/ 宿屋敷地区	渡里町字宿屋敷 3001- 3, 2998-4	個人住宅建築に伴う	渥美賢吾 川口武彦	水戸市教委 (確認)	11.5	整理中

調査年次	期間	地区名	地番	原因	担当者	調査機関	面積(m ²)	文献
第58次	2009.12.01 ～ 2009.12.24	官衙遺跡/ 南前原地区	渡里町 2771-14	個人住宅建築に伴う	米川暢敬	水戸市教委 (本調査)	90	整理中
第59次	2009.12.15 ～ 2010.01.13	アラヤ遺跡	渡里町 2953-1	個人住宅建築に伴う	渥美賢吾	水戸市教委 (本調査)	119.5	整理中
第60次	2010.04.06 ～ 2010.04.23	官衙遺跡/ 南前原地区	渡里町 2616-1 地先～ 2786-4 地先	道路改良工事に伴う (市道常磐 123 号線)	高野浩之	地域文化財研究所 (本調査)	88	整理中
第61次	2010.01.25	官衙遺跡/ 南前原地区	渡里町字前原 2844-2	集合住宅建設に伴う	渥美賢吾	水戸市教委 (試掘調査)	21.75	整理中
第62次	2010.06.01	官衙遺跡/ 長者山地区	渡里町字アラヤ 3057-2 番地	個人住宅建築に伴う	川口武彦 金子千秋	水戸市教委 (試掘調査)	19	整理中
第63次	2010.06.09	官衙遺跡/ 宿屋敷地区	渡里町 2865 番地	宅地造成に伴う	川口武彦	水戸市教委 (試掘調査)	59.1	整理中
第64次	2010.07.21 ～ 2010.07.23	官衙遺跡/ 宿屋敷地区	渡里町 2865 番地	宅地造成に伴う	川口武彦	水戸市教委 (本調査)	37.6	整理中
第65次	2010.08.10	官衙遺跡/ 南前原地区	渡里町 2835-2, 2835- 11, 2835-12 番地	駐車場建設に伴う	川口武彦	水戸市教委 (試掘調査)	14	整理中
第66次	2010.08.20	官衙遺跡/ 宿屋敷地区	渡里町 2865-6 番地	個人住宅建築に伴う	川口武彦 色川順子	水戸市教委 (試掘調査)	18	整理中
第67次	2010.08.20	官衙遺跡/ 宿屋敷地区	渡里町 2865 番地	個人住宅建築に伴う	川口武彦 色川順子	水戸市教委 (試掘調査)	13.6	整理中
第68次	2010.09.01	アラヤ遺跡 (第3地点)	渡里町字アラヤ 3111, 3090-3 番地	個人住宅建築に伴う	米川暢敬 田中恭子 金子千秋	水戸市教委 (試掘調査)	8	整理中
第69次	2010.10.02 ～ 2010.10.07	官衙遺跡/ 宿屋敷地区	渡里町字前原 2865-6 番地	個人住宅建築に伴う	川口武彦	水戸市教委 (本調査)	67.26	整理中
第70次	2010.10.02 ～ 2010.10.15	官衙遺跡/ 宿屋敷地区	渡里町字前原 2865 番 地	個人住宅建築に伴う	色川順子	水戸市教委 (本調査)	68	整理中
第71次	2010.09.21	廃寺跡/ 南方地区	渡里町字前原 2880- 1, 2877-3, 2879-2, 2881-2 の一部	個人住宅内カーポー ト・物置建築に伴う	川口武彦	水戸市教委 (試掘調査)	3.75	整理中
第72次	2010.09.17	官衙遺跡/ 長者山地区	渡里町字アラヤ 3057-2 番地	個人住宅の浄化槽埋 設に伴う	川口武彦	水戸市教委 (立会調査)	8	整理中
第73次	2010.10.27 ～ 2010.11.19	アラヤ遺跡 (第3地点)	渡里町字アラヤ 3111, 3090-3	個人住宅建築に伴う	川口武彦 色川順子	水戸市教委 (本調査)	90.3	整理中
第74次	2010.11.30	官衙遺跡/ 宿屋敷地区	渡里町字前原 2867	宅地造成工事に伴う	川口武彦	水戸市教委 (試掘調査)	27	整理中
第75次	2010.12.1	官衙遺跡/ 南前原地区	渡里町字前原 2894- 8, 2894-2, 2894-37	個人住宅建築に伴う	川口武彦 三浦健太	水戸市教委 (試掘調査)	10.2	整理中
第76次	2010.12.2	官衙遺跡/ 南前原地区	渡里町字前原 2832-9	個人住宅建築に伴う	川口武彦 三浦健太	水戸市教委 (試掘調査)	15	整理中
第77次	2010.12.2	官衙遺跡/ 南前原地区	渡里町字前原 2832-1	個人住宅建築に伴う	川口武彦 三浦健太	水戸市教委 (試掘調査)	7.05	整理中
第78次	2010.12.17	廃寺跡/ 南方地区	渡里町 2898-1	賃貸住宅建替に伴う	川口武彦 三浦健太	水戸市教委 (試掘調査)	45.0	整理中

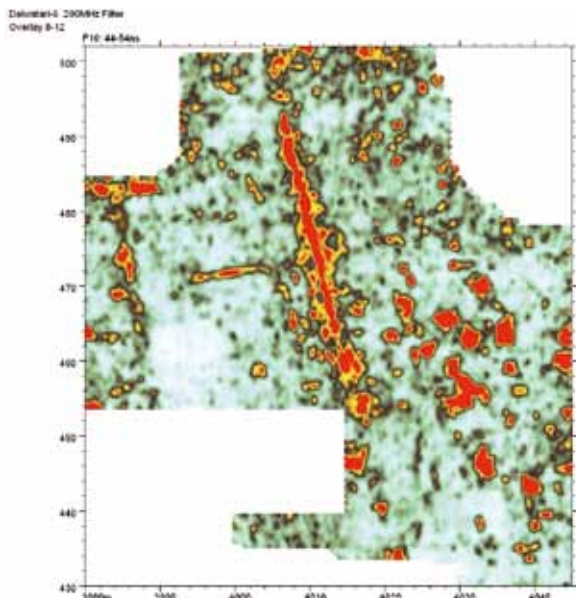
Ⅲ 地下探査・微地形調査（第42次）の成果

発掘調査の成果を報告する前に調査に先立ち、有限会社三井考測と奈良文化財研究所の全面的な協力を得て実施した地下探査及び微地形調査の成果を報告する。成果の一部は学会等で公表しているが（川口・金田ほか2009、金田・西村ほか2010、三井2009）、ここでは官衙関連遺構について良好な成果が得られた第48次東区・第54次北区・第54次西区の地下探査の解析結果と微地形調査の成果を報告する。

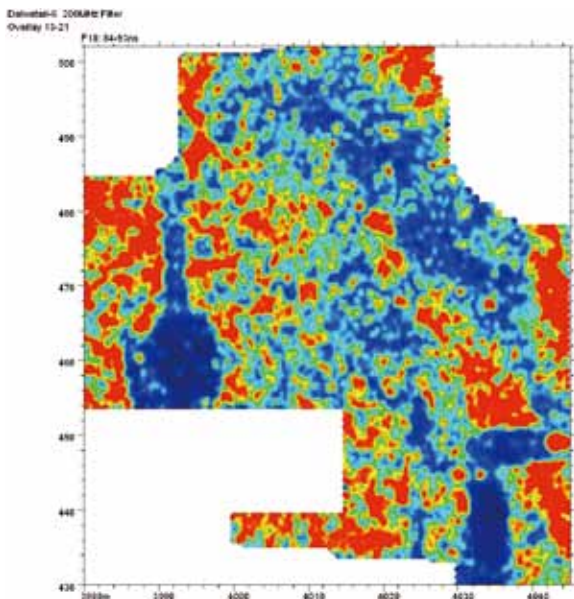
1 第48次東区

地下探査は奈良文化財研究所が所有する200MHz・400MHzアンテナを用いたGPR探査を実施した。第5図左はGPR探査の解析結果で、上段は地表下1.2～1.5m、下段は地表下2.4～2.7mの解析結果である。

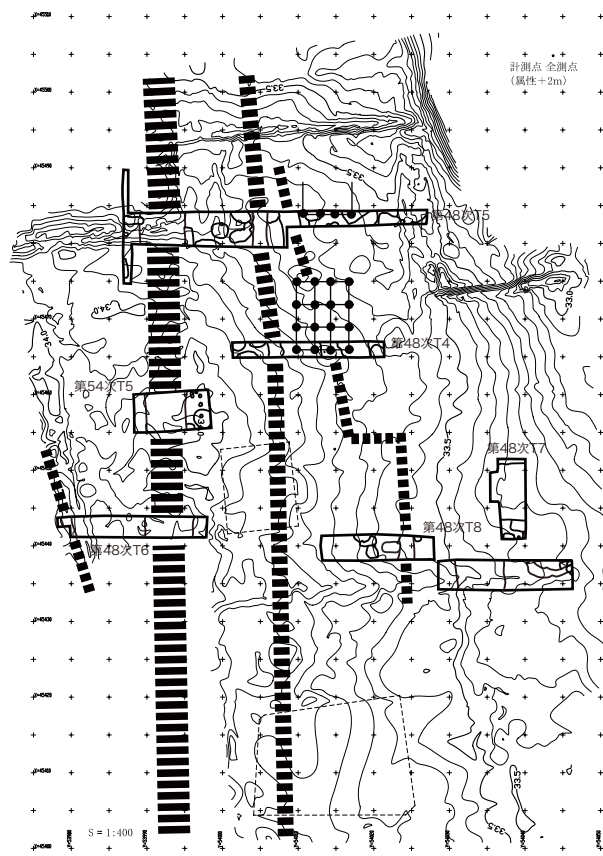
中層では中世の溝跡SD04とそれと切り合う掘立柱建物SB01の柱穴が、下層では西側において正倉院の内側を巡る大溝SD01が確認され、東側では中世の溝跡SD07が確認された。右は有限会社三井考測が実施した微地



48次東区 GPR 探査中層解析結果



48次東区 GPR 探査下層解析結果



微地形計測の成果と発掘調査の遺構配置

第5図 第48次東区における地下探査と微地形調査の成果

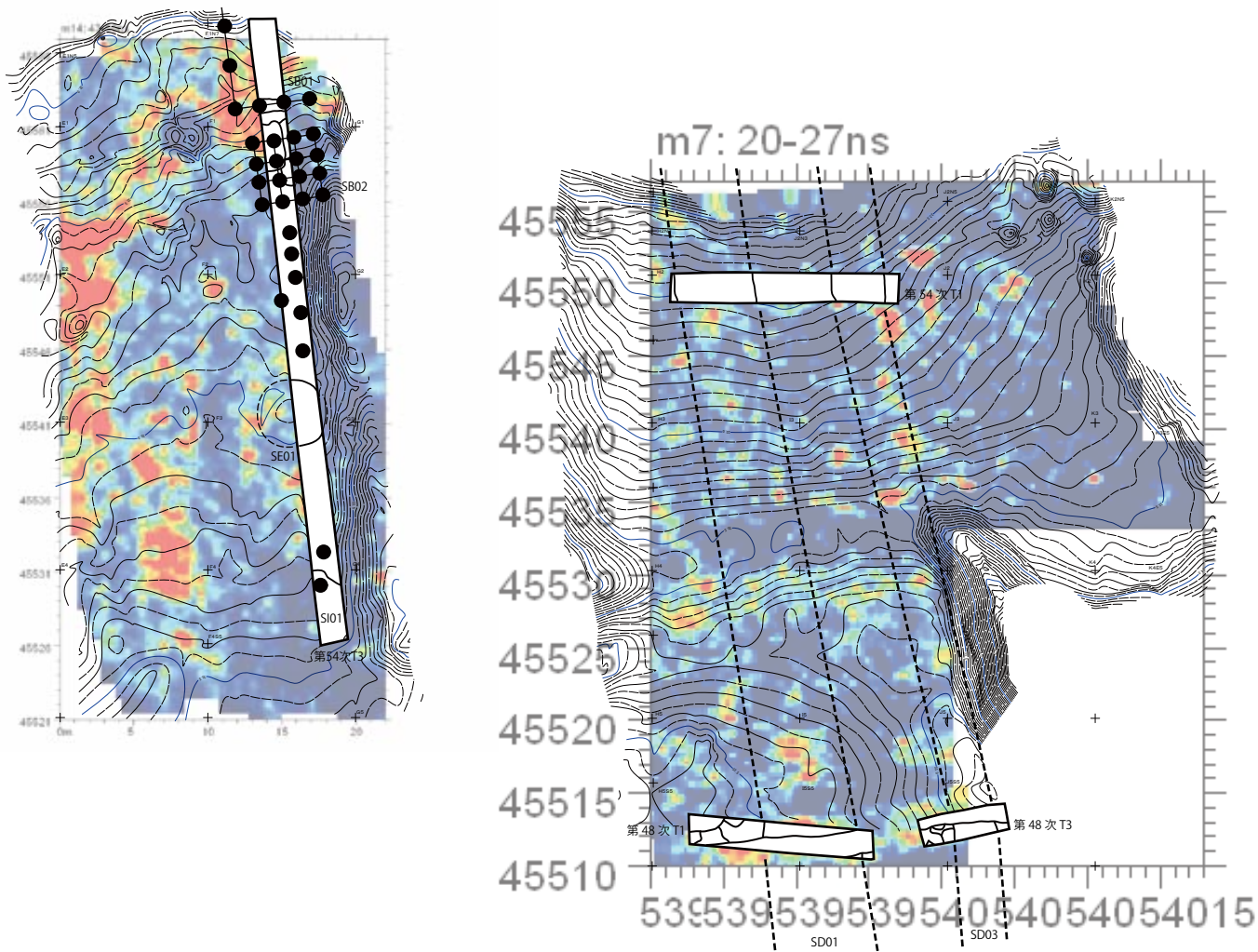
形調査の成果と発掘調査で確認された遺構配置である。本地点は畑地として耕作を受けていた平坦な地形であったが、定間隔に測定した数量分析と属性毎に分析した微地形調査を実施した結果、2条の正倉院区画溝が南北方向の窪地の状態で確認され、その位置は地下探査で確認された位置と一致した。また、その後実施した発掘調査でも同位置において両遺構を確認することができた（IV章参照）。（川口）

2 第54次北区

第6図左は第54次トレンチ3周辺において実施したGPR探査の解析結果（地表下1.2～1.5m）と有限会社三井考測が実施した微地形調査の成果と発掘調査で確認された遺構配置を重ね合わせたものである。地下探査は奈良文化財研究所が所有する200MHzアンテナを用いたGPR探査を実施した。

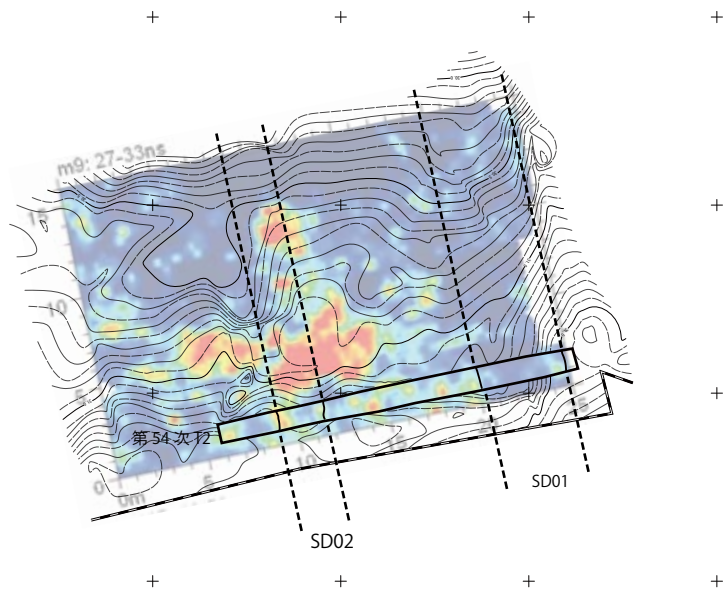
本地点はスギ林として植林されている緩やかな傾斜地であり、倒木や落ち葉などの障害物の撤去を人力で行ったうえで、定間隔に測定した数量分析と属性毎に分析した微地形調査を実施した。その結果、大型円形土坑SE01が円形状の窪みで確認されるとともに、トレンチ3の西側においても同様の円形状の窪みが10数箇所確認された。SE01も含めこれら円形の窪みは地下探査の解析結果でも、透過反応（青色部分）の状態を確認されており、微地形調査で確認された位置と一致している。SE01はその後実施した発掘調査でも同位置で確認された（IV章参照）。

第6図右は第54次トレンチ1及び第48次トレンチ1・3周辺において実施したGPR探査の解析結果（地表下0.6～0.8m）と有限会社三井考測が実施した微地形調査の成果と発掘調査で確認された遺構配置を重ね合わせたもの



第6図 第54次北区における地下探査と微地形調査の成果

である。本地点は第48次東区の北側に接する場所で同様に畑地として耕作されていた緩やかな傾斜地であったが、定間隔に測定した数量分析と属性毎に分析した微地形調査の結果、特に南部から中央部において、2条の正倉院区画溝が北西方向から南東方向に向かう窪地の状態で確認された。その位置は地下探査では透過反応（青色部分）に一部反射反応（赤色部分）が混在する状態で確認され、微地形調査で確認された窪みの位置と一致した。また、その後実施した発掘調査でも同位置において両遺構を確認することができた（IV章参照）。（川口）



第7図 第54次西区における地下探査と微地形調査の成果

3 第54次西区

第7図は第54次トレンチ2周辺において実施したGPR探査の解析結果と有限会社三井考測が実施した微地形調査の成果と発掘調査で確認された遺構配置を重ね合わせたものである。地下探査は奈良文化財研究所が所有する200MHzアンテナを用いたGPR探査を実施した。

本地点は栗林として植林されていた緩やかな傾斜地であったが、定間隔に測定した数量分析と属性毎に分析した微地形調査の結果、2条の正倉院区画溝が南北方向の窪地の状態で確認された。地下探査でも内側を巡る区画溝とみられる部分については、透過反応（青色部分）の状態で確認され、外側を巡る区画溝とみられる部分については、透過反応（青色部分）に一部反射反応（赤色部分）が混在する状態で確認され、微地形調査で確認された窪みの位置と完全に一致した。また、その後実施した発掘調査でも同位置において両遺構を確認することができた（IV章参照）。（川口）

4 まとめ

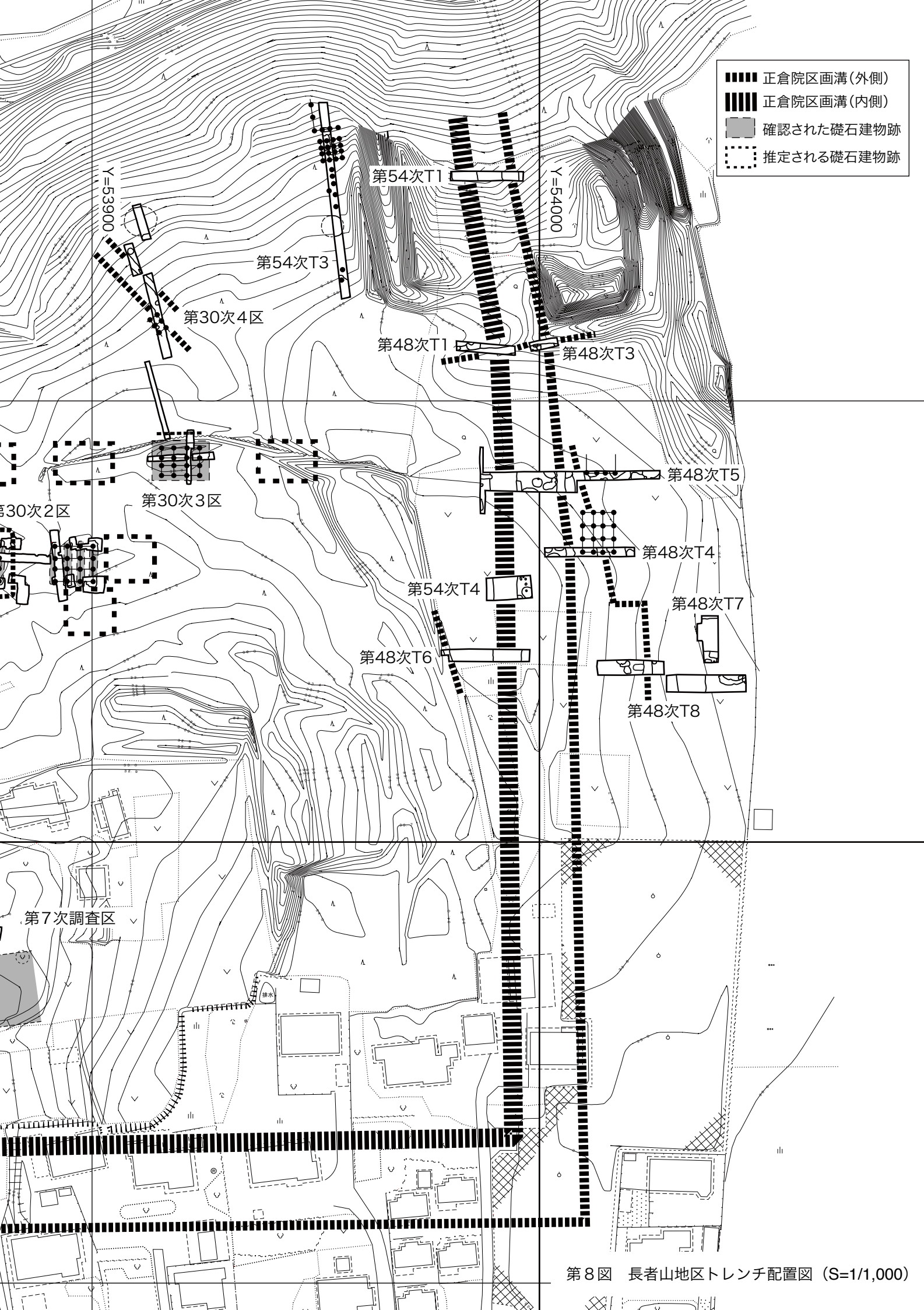
有限会社三井考測と奈良文化財研究所の全面的な協力を得て実施した地下探査及び微地形調査の成果から、上市台地のように関東ローム層を主とする火山灰土壌から形成されている台地上においても地下探査が有効であること、平坦地形で畑地耕作のような土地改変を受けた場所であったとしても、地下に埋没している遺構に起因して、地表面に微地形が反映されることが証明された。

このような精密な地下探査・微地形調査を事前に実施することにより、保存すべき遺構の破壊を最小限に留めることが可能になっただけでなく、発掘調査の主目的である範囲の確認、すなわち区画溝の位置特定が可能となり、発掘調査の効率化を図ることができた。

今後、重要遺跡を対象とした保存目的の範囲確認調査や史跡整備に向けた内容確認調査等を実施する場合には、このような非破壊調査を事前に実施し、その後に発掘調査区を絞り込んでいく方向性が望ましいと考える。

（川口）





- 正倉院区画溝(外側)
- 正倉院区画溝(内側)
- 確認された礎石建物跡
- ⋯ 推定される礎石建物跡

第8図 長者山地区トレンチ配置図 (S=1/1,000)

IV 検出された遺構

ここでは調査年次別によらず、東区・北区・南区・西区のように区分して確認された遺構について報告する。

1 東区の遺構

東区は、第42次（レーダー探査・微地形調査）で確認されていた正倉院の東側区画溝を確認するため、第48次の際にトレンチを7つ、第54次の際にトレンチを1つ設定した。

(1) 第48次

トレンチ1 正倉院の東側区画溝の延長部分を確認するために東西13.0 m、南北2.0 mのトレンチを設定し、人力により掘削した。その結果、正倉院の内側を巡る溝SD01とそれを切る中世の溝、縄文時代の土坑等が確認された（第9図）。調査面積は26.0 m²である。

【SD01】

規模 中世の溝跡に切られているため、当地点に限って遺存状態は良くないが、南東方向から北西方向に走っており、主軸はN-10°～8°-W。上面幅6.5～7.0mである。

構造 平面プランの確認しか行っていないが、第48次のトレンチ5・6、第54次のトレンチ1・4で確認されたSD01と連結するものと考えられ、断面は葉研状を呈するものとみられる。

埋没時期 別地点の調査では覆土中層から、灰釉陶器瓶類の破片が出土していることから9世紀中頃～後半には埋没していたとみられる。

トレンチ3 正倉院の東側区画溝の延長部分を確認するために東西6.0 m、南北2.0 mのトレンチを設定し、人力により掘削した。その結果、正倉院の外側を巡る溝SD03とそれを切る中世の溝跡、縄文時代の土坑等が確認された（第9図）。調査面積は12.0 m²である。

【SD03】

規模 中世の溝跡に切られているため、当地点に限って遺存状態は良くないが、南東方向から北西方向に走っており、主軸はN-10°～8°-W。上面幅3.0mである。

構造 断面は逆台形状を呈し、第48次のトレンチ4・5で確認されたSD03、第54次のトレンチ1で確認されたSD02と連結するものと考えられる。

埋没過程・時期 自然堆積により埋没した後、再掘削されている（第10図）。斜面地に位置していることから、埋没速度が他の場所よりも早かった可能性が考えられる。改修前の溝の断面は逆台形を呈していたとみられ、上面幅2.5m、底面幅0.6mである。改修後の溝の断面構造も同様に逆台形を呈しており、上面幅3.0m、底面幅1.4～1.3m、深さ1.2～1.1mである。別地点の調査では覆土中から、灰釉陶器瓶類の破片が出土していることから9世紀中頃～後半には埋没していたとみられる。

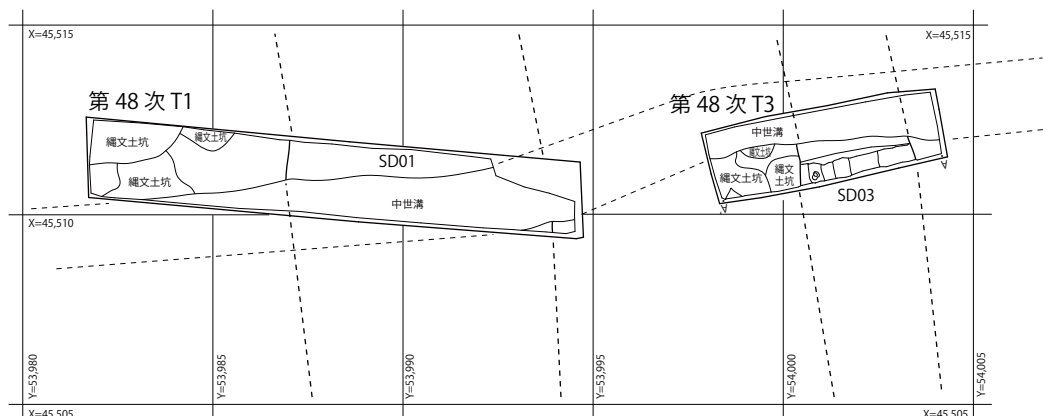
トレンチ4 正倉院の東側区画溝の有無を確認するために東西20.0 m、南北2.0 mのトレンチを設定し、人力により掘削した。その結果、正倉院の外側を巡る溝SD03、掘立柱建物跡SB01、それを切る中世の堀跡とみられるSD04、縄文時代の住居跡や土坑が確認された（第9図）。調査面積は40.0 m²である。

【SD03】

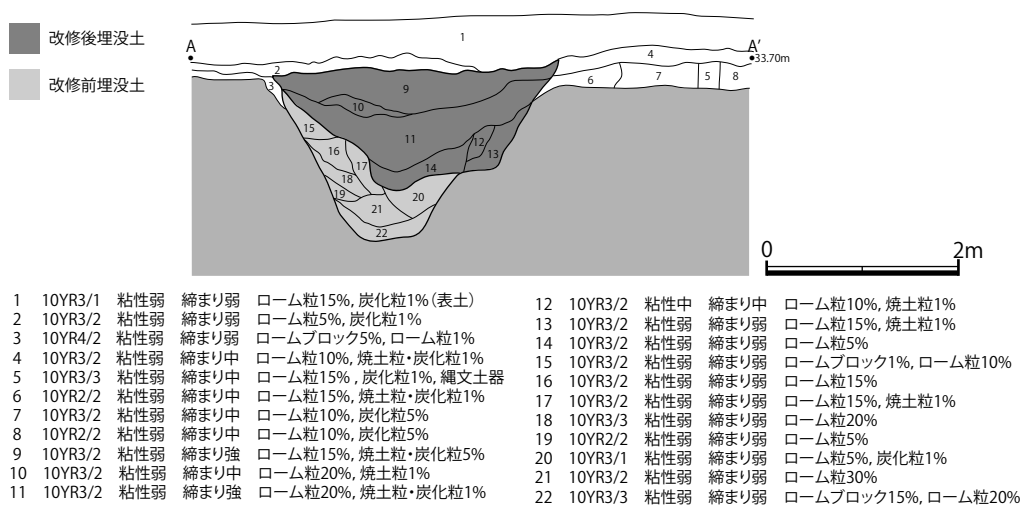
規模 南東方向から北西方向に走っており、主軸はN-5°-W。上面幅2.0～1.7mである。

構造 断面は逆台形状を呈する。第48次のトレンチ3・5で確認されたSD03、第54次のトレンチ1で確認されたSD02と連結するものと考えられる。

埋没過程・時期 自然堆積により埋没しており、覆土中より灰釉陶器瓶類の破片が出土したことから、9世紀中頃～後半には埋没しかかっていたとみられる。



第9図 第48次トレンチ1・3遺構平面図 (S=1/200, 東区)



第10図 第48次トレンチ3・SD03セクション図 (S=1/80, 東区)

【SB01】

形式 総柱式掘立柱建物である。

規模 確認出来たのは柱列1列分のみであるが、レーダー探査の成果から9m×7mの3×3間の建物であることが確認された(第11図)。

構造 総柱構造とみられ、桁行の柱間は3.0m(10尺)等間、梁行は2.4m(8尺)と2.1m(7尺)の不等間とみられる。柱痕跡の基底部分周囲には円礫が敷かれており、柱根の腐食対策とみられる。主軸はN-0°-Wである。

造営過程 建て替えは行われていない。

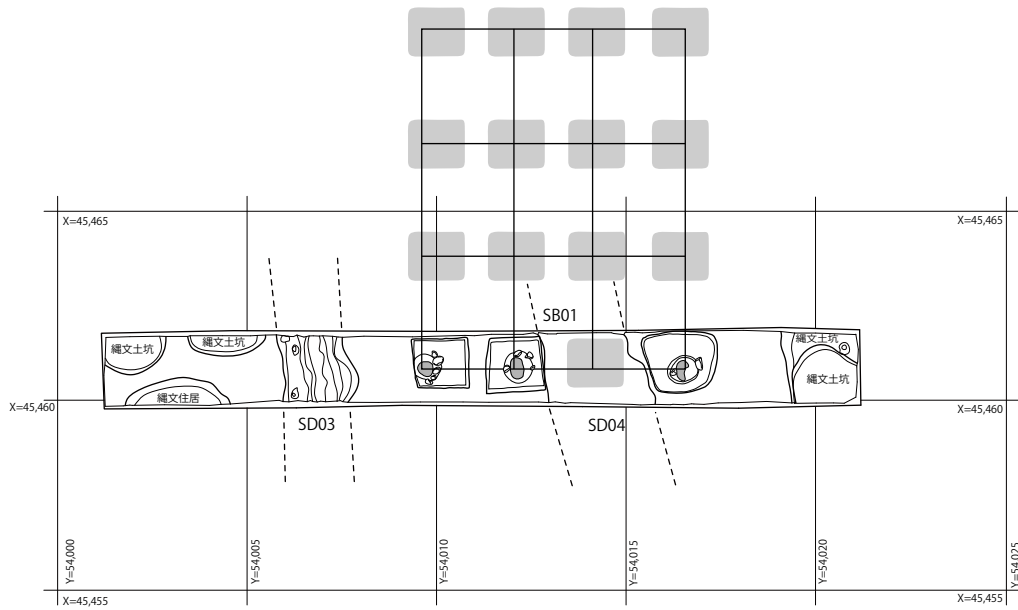
時期 主軸方位が真北であることから、8世紀初頭頃とみられる。

【SD04】

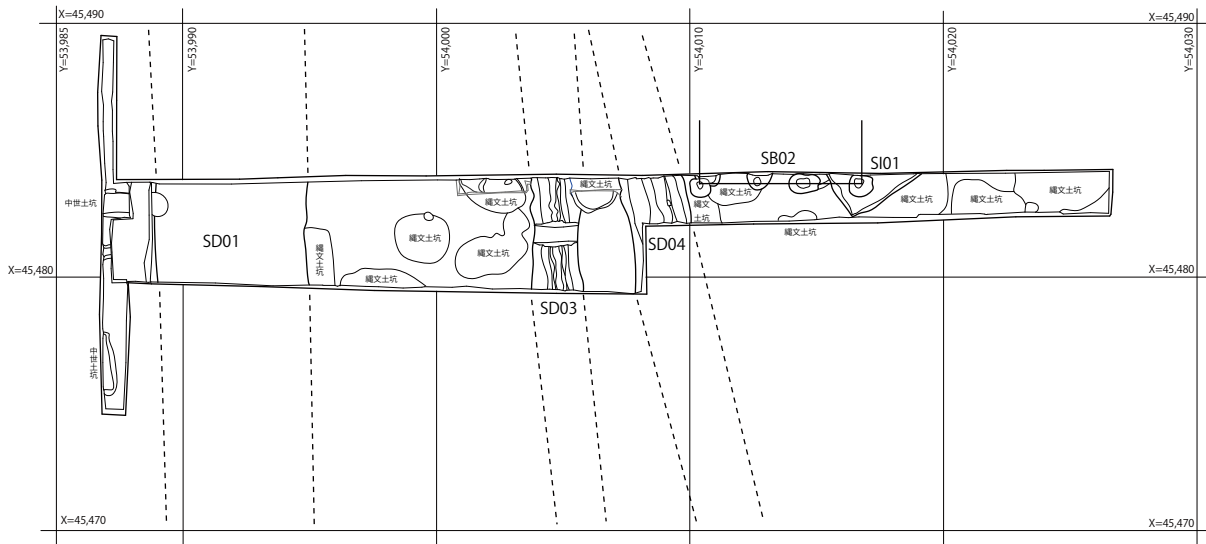
規模 南東方向から北西方向に走っており、主軸はN-15°-W。上面幅2.4～2.7mである。

構造 第48次のトレンチ5・8で確認されたSD04・SD06と連結するものと考えられ、断面構造は葉研状を呈するものと推定される。

埋没過程・時期 覆土上層より内耳土器やカワラケ等が出土しており、人為的に埋め戻された可能性がある。古代の掘立柱建物跡SB01を切って構築されていること、覆土上層より内耳土器やカワラケ等が出土していることから、中世の長者山城跡に伴うものとみられる。



第 11 図 第 48 次トレンチ 4 遺構平面図 (S=1/200, 東区)



第 12 図 第 48 次トレンチ 5 遺構平面図 (S=1/300, 東区)

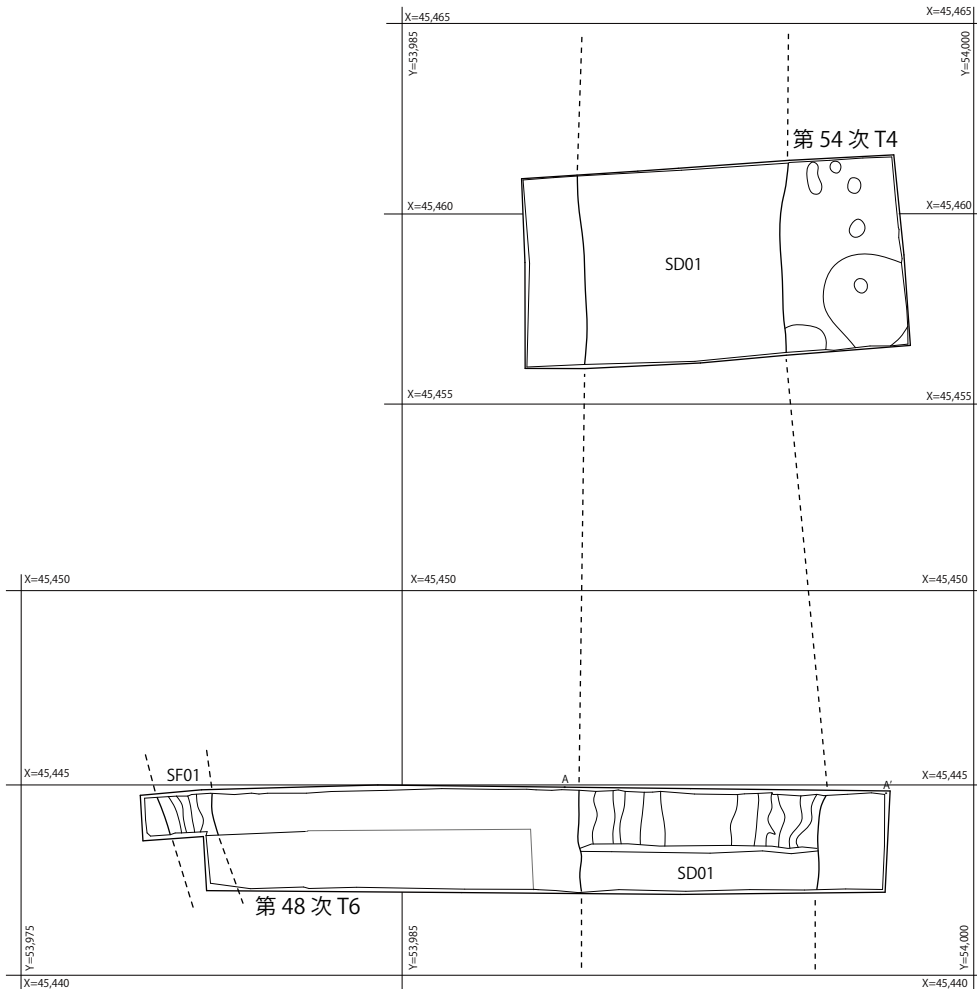
トレンチ 5 正倉院の東側区画溝の延長部分を確認するために東西 14.5 m, 南北 2.5 m のトレンチを設定し、人力により掘削した。さらに部分的な拡張を行った。その結果、正倉院の内側を巡る溝 SD01, 正倉院の外側を巡る溝 SD03, 掘立柱建物跡 SB02, それに切られる古墳時代前期の竪穴建物跡 SI01, 中世の溝跡 SD04, 縄文時代の土坑や中世の土坑が確認された (第 12 図)。調査面積は 58.73 m² である。

【SD01】

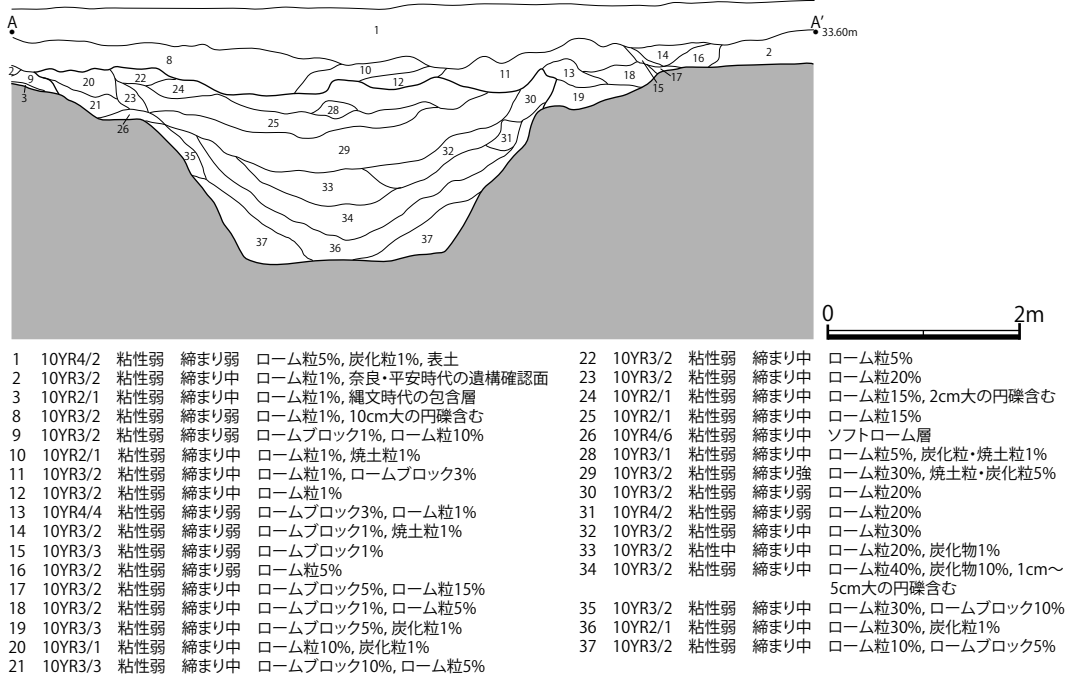
規模 南東方向から北西方向に走っており、主軸は N-2°-W。上面幅 4.0m である。

構造 平面プランの確認しか行っていないが、第 48 次のトレンチ 1・6, 第 54 次のトレンチ 1・4 で確認された SD01 と連結するものと考えられ、第 48 次のトレンチ 6 の成果から断面は葉研状を呈するものとみられる。

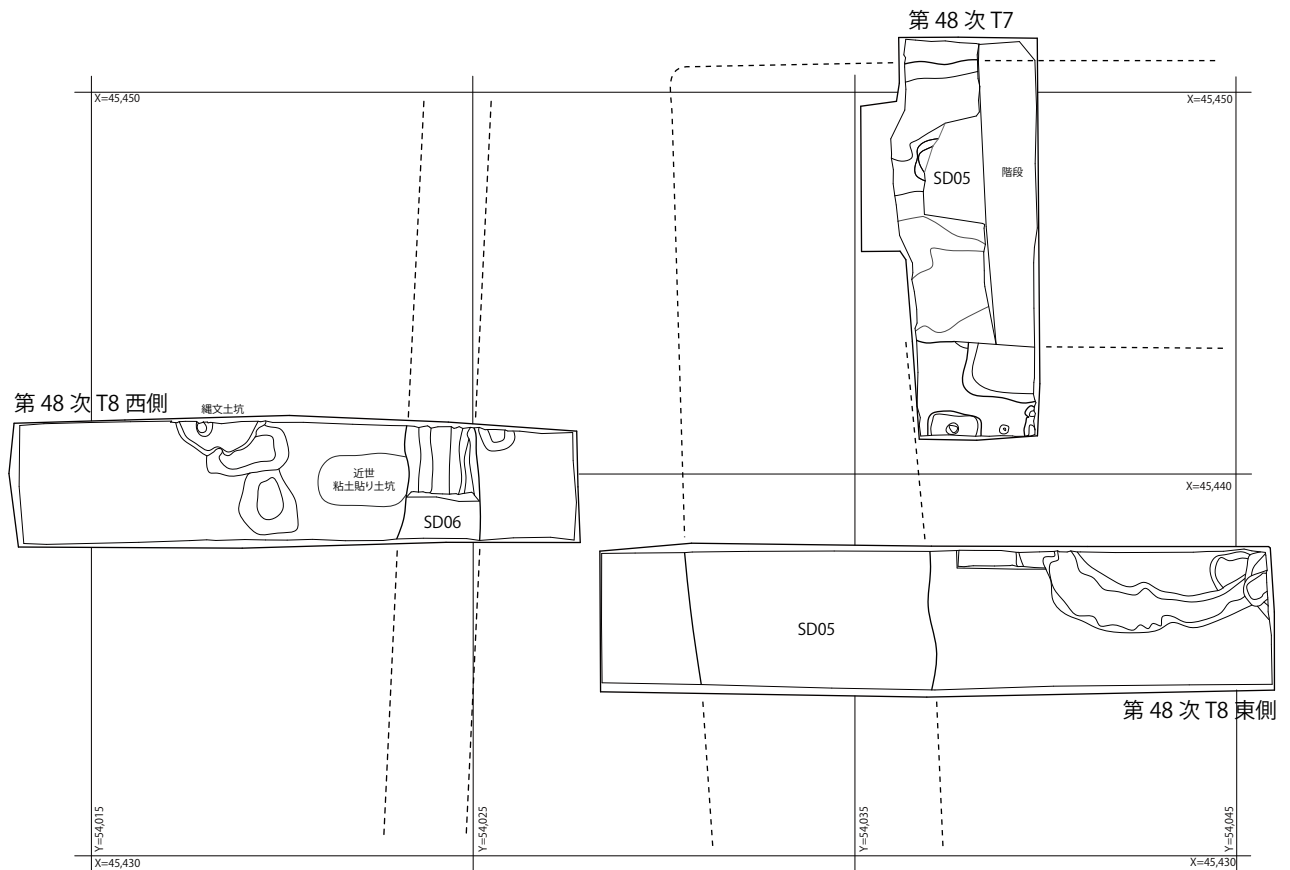
埋没時期 別地点の調査では覆土中から、灰釉陶器瓶類の破片が出土していることから 9 世紀中頃～後半には埋没していたとみられる。



第13図 第48次トレンチ6・第54次トレンチ4遺構平面図 (S=1/200, 東区)



第14図 第48次トレンチ6・SD01セクション図 (S=1/80, 東区)



第 15 図 第 48 次トレンチ 7・8 遺構平面図 (S=1/200, 東区)

【SD03】

規 模 南東方向から北西方向に走っており、主軸は N-5° -W。上面幅 2.5m, 底面幅 0.7m, 深さ 1.1m である。

構 造 第 48 次のトレンチ 3・4 で確認された SD03, 第 54 次のトレンチ 1 で確認された SD02 と連結するものと考えられ、断面は逆台形状を呈する。

埋没過程・時期 自然堆積により埋没しており、別地点の調査では覆土中から、灰釉陶器瓶類の破片が出土していることから 9 世紀中頃～後半には埋没していたとみられる。

【SD04】

規 模 南東方向から北西方向に走っており、主軸は N-10° -W。上面幅 2.7m である (第 12 図)。

構 造 第 48 次のトレンチ 4 で確認された SD04, トレンチ 8 で確認された SD06 と連結するものと考えられ、断面は葉研状を呈する。

時 期 覆土上面から中世のカワラケや内耳土器等が出土したことから中世の長者山城跡に関連する遺構とみられる。

【SI01】

規 模 部分的にしか確認されていないため、全容は不明であるが、主軸は N-40° -W である。

構 造 床面を精査したが、周溝や柱穴などの施設は確認出来なかった。

時 期 古墳時代前期の土師器甕や器台、埴等が出土していることから、4 世紀後葉に造営されたとみられる。

【SB02】

形 式 柱列は 1 列しか確認出来ていないため、形式は不明であるが、掘立柱建物である。

規 模 幅が 1.0m のトレンチ内で柱列が 1 列分のみ確認されたことから、推定の域を出ないが、梁行 6.3m と推定される。

構造 桁行の柱間は不明、梁行の柱間は2.1m(7尺)等間と推定される。主軸はN-0°-Wである。
造営過程 建て替えは行われていない。
時期 主軸方位が真北であることから、8世紀初頭頃とみられる。

トレンチ6 正倉院の東側区画溝の有無を確認するために東西18.0m、南北3.0mのトレンチを設定し、人力により掘削した。さらに部分的な拡張を行った。その結果、正倉院の内側を巡る溝SD01、中世の道路状遺構SF01が確認された(第13図)。調査面積は55.5㎡である。

【SD01】

規模 南方向から北方向に走っており、主軸はN-0°-W。上面幅6.3m、底面幅2.0～1.7m、深さ2.0mである(第14図)。

構造 第48次のトレンチ1・5、第54次のトレンチ1・4で確認されたSD01と連結するものと考えられ、断面は薬研状を呈する。

埋没過程・時期 自然堆積により埋没しており、別地点の調査では覆土中から、灰釉陶器瓶類の破片が出土していることから9世紀中頃～後半には埋没していたとみられる。

【SF01】

規模 南東方向から北西方向に走っており、主軸はN-20°-W。上面幅1.3m、底面幅0.3m、深さ0.5mである。

構造 掘り方の断面は逆台形状を呈し、覆土中層～上層にかけて硬化面がみられる。

時期 硬化面から中世のカワラケや内耳土器等が出土したことから中世の長者山城跡に関連する遺構とみられる。

トレンチ7 地下探査(第42次調査)で確認されていた東西方向の溝の有無と性格を確認するために東西3.5m、南北10.5mのトレンチを設定し、人力により掘削した。さらに部分的な拡張を行った。その結果、中世の溝跡SD05や時期不明の土坑3基、ピット1基が確認された(第15図)。調査面積は40.45㎡である。

【SD05】

規模 東方向から西方向に走っており、上面幅7.5～7.2m、底面幅1.0～0.9m、深さ2.9mである。

構造 断面は逆台形状を呈する。

埋没過程・時期 人為的に埋め戻されている。第48次のトレンチ8で確認されたSD05と連結するものと考えられ、覆土中より内耳土器やカワラケ等が出土していることから、中世の長者山城跡に伴う堀とみられる。

トレンチ8 地下探査(第42次)で確認されていた南北方向の溝の有無と正倉院の外側区画溝の有無を確認するため、トレンチを東西2つに分けて設定し、人力により掘削した。その結果、中世の溝跡SD05やSD06、縄文時代の土坑1基、近世の粘土貼り土坑1基、時期不明の溝1条、土坑2基等が確認された(第15図)。調査面積は西側のトレンチ52.5㎡、東側のトレンチ54.95㎡の計107.45㎡である。

【SD05】

規模 北方向から南方向に走っており、上面幅6.5～6.0mである。

構造 48次調査のトレンチ7の成果から断面は逆台形状を呈するものと推定される。

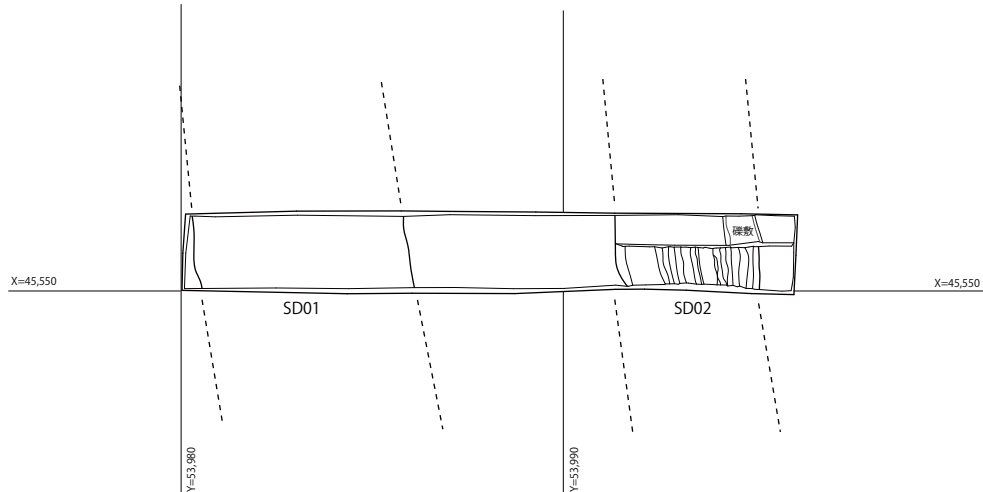
埋没過程・時期 第48次のトレンチ7で確認されたSD05と連結するものと考えられ、人為的に埋め戻されている。中世の長者山城跡に伴う堀とみられる。

【SD06】

規模 南西方向から北東方向に走っており、主軸はN-5°-E。上面幅2.0m、底面幅0.5m、深さ1.0mである。

構造 断面は薬研状を呈する。

埋没過程・時期 人為的に埋め戻されている。位置関係や規模からみて48次調査のトレンチ4・5で確認されたSD04と連結するものと考えられ、中世の長者山城跡に伴う堀とみられる。



第 16 図 第 54 次トレンチ 1 遺構平面図 (S=1/200, 北区)

(2) 第 54 次

トレンチ 4 正倉院の東側区画溝の延長部分を確認するために東西 10.0m, 南北 5.0m のトレンチを設定し、人力により掘削した。その結果、正倉院の内側を巡る溝 SD01 と縄文時代の土坑、時期不明のピット等が確認された (第 13 図)。調査面積は 50.0 m²である。

【SD01】

規 模 南東方向から北西方向に走っており、主軸は N-0° -W。上面幅 5.2 ～ 5.5m である。

構 造 平面プランの確認しか行っていないが、第 48 次のトレンチ 1・5・6、第 54 次のトレンチ 1 で確認された SD01 と連結するものと考えられ、断面は薬研状を呈するものとみられる。

埋没過程・時期 自然堆積により埋没しており、別地点の調査では覆土中から、灰釉陶器瓶類の破片が出土していることから 9 世紀中頃～後半には埋没していたとみられる。

2 北区の遺構

北区は、第 34 次で区画溝が台地縁で確認されたことから、第 54 次ではその延長部分を確認するため、トレンチを南北方向に設定した。また、第 48 次の東区の成果をうけて、正倉院の東側区画溝の延長部分を確認するためトレンチを台地北縁に東西方向に設定した。

(1) 第 54 次

トレンチ 1 正倉院の東側区画溝の延長部分を確認するために東西 16.2 m, 南北 2 m のトレンチを設定し、人力により掘削した。その結果、正倉院の外側及び内側を巡る溝 SD01・SD02 と中世の礎敷 SX01 が確認された (第 16 図)。調査面積は 32.4 m²である。

【SD01】

規 模 南東方向から北西方向に走っており、主軸は N-10° -W。上面幅 5.5 ～ 5.6m である。

構 造 第 48 次のトレンチ 1・5・6 や第 54 次のトレンチ 4 で確認された SD01 と連結するものと考えられ、断面は薬研状を呈するものとみられる。

埋没時期 自然堆積により埋没しており、別地点の調査では覆土中から、灰釉陶器瓶類の破片が出土していることから 9 世紀中頃～後半には埋没していたとみられる。

【SD02】

規 模 ほぼ東西方向に走っており、上面幅 0.9 ～ 1.2m, 底面幅 0.6 ～ 0.7m, 深さ 0.52 ～ 0.54m である。

構 造 第 48 次のトレンチ 3・4・5 で確認された SD03 と連結するものと考えられ、断面は逆台形状を呈

する。

埋没過程・時期 自然堆積により埋没した後、再度掘削されている。斜面地に位置していることから、埋没速度が他の場所よりも早かった可能性が考えられる。別地点の調査では覆土中から、灰釉陶器瓶類の破片が出土していることから9世紀中頃～後半には埋没していたとみられる。

【SX01】

規模 南東方向から北西方向に向かっており、主軸はN-10°-W。幅0.9～1.0mである。

構造 山砂および円礫を厚さ5cm程に敷き、直線状に並べている。

時期 正倉院区画溝SD02の埋没後にその上に重複する形で形成されていることから、中世の長者山城跡に関連する遺構とみられる。

トレンチ3 正倉院の北側区画溝の有無を確認するために東西2.0m、南北44.0mのトレンチを設定し、人力により掘削した。その結果、正倉院の区画溝は確認出来なかったが、奈良・平安時代の掘立柱建物跡2棟、大型円形土坑1基、古墳時代終末期の竪穴建物跡1棟が確認された(第17図)。他にも柱穴とみられるプランが多数確認されており、対応関係を検討してみたが、幅の狭いトレンチ内での確認であったため、建物を復原することは困難であった。調査面積は88.0㎡である。

【SI01】

規模 部分的にしか確認されていないため、全容は不明であるが、主軸はN-30°-Wである。

構造 床面を精査したが、周溝などの施設は確認出来なかった。柱穴はトレンチの中央部にて1基のみ確認出来た。

時期 7世紀後葉の土師器・須恵器が出土していることから、7世紀後葉に造営されたとみられる。

【SB01】

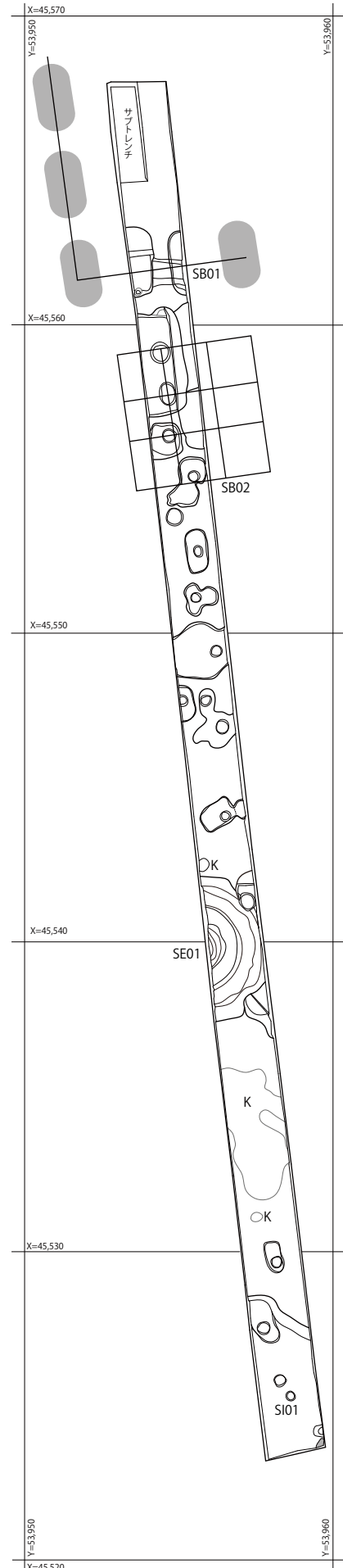
形式 側柱式掘立柱建物である。

規模 幅が2.0mのトレンチ内で柱列が1列のみ確認されたことから、推定の域を出ないが、桁行5.4m以上、梁行5.4m程度と推定される。

構造 桁行の柱間は3.0m(10尺)等間、梁行の柱間は1.8m(6尺)等間と推定される。大半が調査区外に延びているため、桁行・梁行の規模は不明であるが、桁行3間以上、梁行3間程度と推定される。主軸はN-8°-Wである。

造営過程 建て替えは行われていない。

時期 主軸方位が北西方向に傾いていることから、7世紀後葉とみられる。



第17図 第54次トレンチ3遺構平面図 (S=1/200, 北区)

【SB02】

形式 総柱式掘立柱建物である。

規模 幅が2.0mのトレンチ内で柱列が1列分のみ確認されたことから、推定の域を出ないが、桁行4.5m、梁行4.5m程度と推定される。

構造 総柱構造とみられ、桁行・梁行ともに柱間は1.5m(5尺)等間とみられる。主軸はN-8°-Wである。

造営過程 建て替えは行われていない。

時期 主軸方位が北西方向に傾いていることから、7世紀後葉とみられる。

【SE01】

規模 上面径4.7m、底面径2.6m、深さ2.4mである。

構造 いわゆる氷室とされる有段円形土坑と類似しており、底面に直径1.5m、深さ60cmの円形の掘込みを有する。

時期 掘立柱建物跡等との重複関係がみられないことから、8世紀前葉には掘削され開口していたとみられる。

3 南区の遺構

南区は、市道常磐10号線道路改良工事に伴う発掘調査(アラヤ遺跡第2地点)の際に正倉院の南側を区画する溝のうち外側を巡る溝が確認されていたことから(佐々木・林ほか2007)、第38次ではその延長部分を確認するため、さらには内側を巡る溝の有無を確認するためトレンチ2本を設定した。

(1) 第38次

トレンチ3 正倉院の南側区画溝2条のうち、内側を巡る溝の有無を確認するために設定した。当初南北24m、東西3mの大きさで掘削したところ、掘立柱建物を構成する柱穴や竪穴建物跡、溝跡などが確認されたことから、東側部分に南北17m、東西3mの拡張区を設定し、拡張した。調査面積は合計123㎡である。確認された遺構は、古墳時代終末期の竪穴建物跡SI01、奈良・平安時代の掘立柱建物跡SB01、溝跡SD01、SD03、中世の瓦礫道SF01である(第18図)。遺構の構築順序はSI01→SD01→SB01、SD03→SF01である。

【SI01】

規模 北側がSD02により切られているため、造営当初の南北距離は不明であるが、南北3.8m以上、東西3.7mとみられる。

構造 東西の柱間は2.1m(7尺)、南北の柱間は1.8m(6尺)である。床面には支柱穴が3基、壁際には周溝が巡る。南東の支柱穴はSB01により壊されて失われている。主軸はN-10°-Wである。

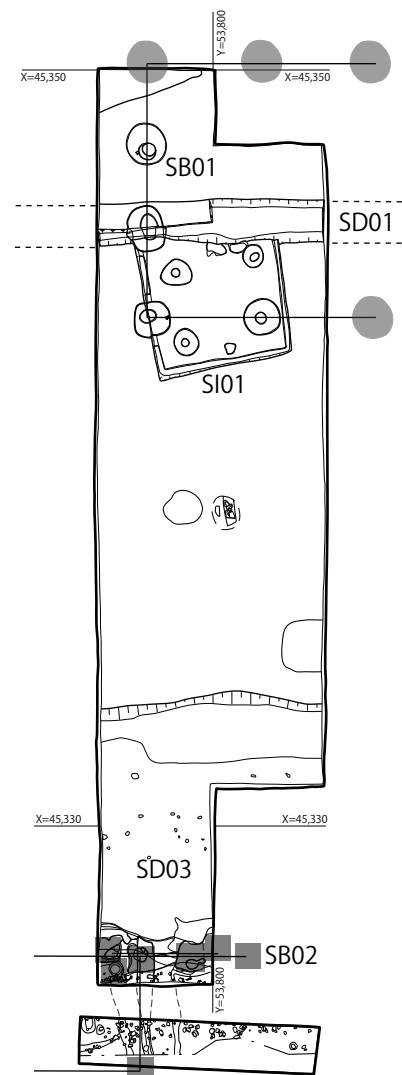
造営過程 柱の据え替え等を行われていない。

時期 7世紀後葉の土師器・須恵器が出土していることから、7世紀後葉に造営されたとみられる。

【SB01】

形式 掘立柱建物である。

規模 南側が過去の土地利用により失われているため、推定の域を出ないが、桁行21.0m、梁行7.2mとみられる。



第18図 第38次トレンチ3
遺構平面図(S=1/200, 南区)

構造 桁行の柱間は3.0m(10尺)等間、梁行の柱間は2.1m(7尺)等間。大半が調査区外に延びているため、桁行・梁行の規模は不明であるが、桁行6間程度、梁行3間程度と推定される。主軸はN-0°-Wである。

造営過程 建て替えは行われていない。

時期 7世紀後葉の竪穴建物跡SI01、奈良時代初頭の溝跡SD02を切って造営されていることから、8世紀前葉とみられる。

【SB02】

形式 掘立柱建物である。

規模 南側が中世の瓦礫道SF01と重複しているため、全容は不明であるが、西側の掘方がアラヤ遺跡(第2地点)の3区で確認された6号溝と連結する位置にあることから、いわゆる溝持ち掘立柱建物とみられる。

構造 総柱構造とみられ、桁行・梁行ともに柱間は2.4m(8尺)等間とみられる。主軸はN-0°-Wである。

造営過程 建て替えは行われていない。

時期 瓦礫道よりも下層に位置し、正倉院の内側区画溝SD03と近接しすぎていることから、SD03とは時期差が存在する可能性が高い。詳細な年代については不明であるが、掘立柱形式であることから、8世紀初頭頃に造営されたと考えておく。

【SD01】

規模 ほぼ東西方向に走っており、上面幅0.9～1.2m、底面幅0.6～0.7m、深さ0.52～0.54mである。

構造 第38次のトレンチ1・6で確認されたSD01と規模・覆土が類似することから、連結するものと考えられ、断面は逆台形状を呈する。

埋没過程・時期 人為堆積の様相を示しており、遺構の重複関係から8世紀初頭頃に掘削されたとみられる。

【SD03】

規模 ほぼ東西方向に走っており、上面幅5.1mである。底面幅を確認するため、遺構確認面である関東ローム層上面から1.3mの深度まで掘削したが、湧水があったため、底面まで掘削することは出来なかった。

構造 他の調査区での様相から、断面は葉研状を呈するとみられる。

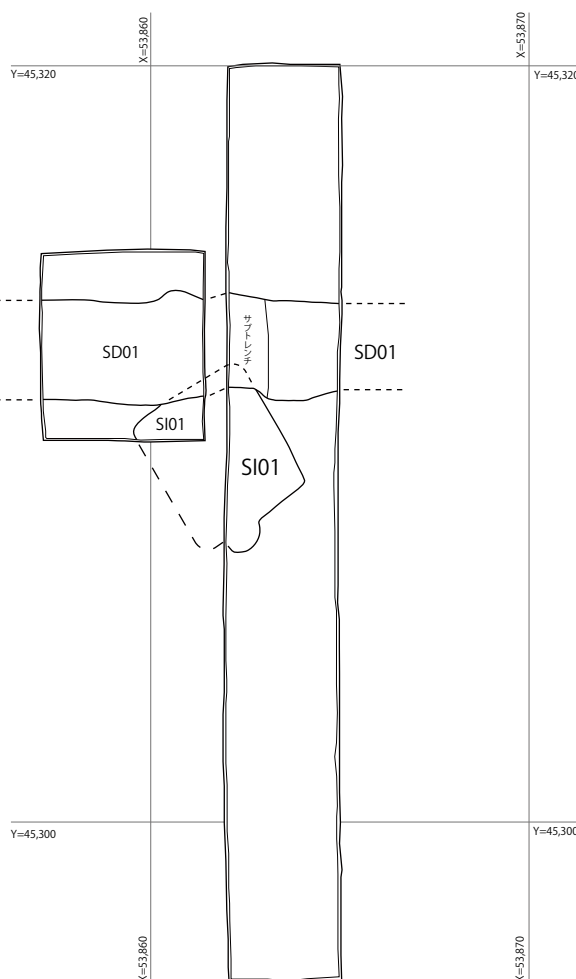
埋没過程・時期 溝の掘り直し等は確認されていないが、覆土中層に炭化米及び炭化材を含む土層が堆積しており、その上に灰釉陶器の瓶類を含む土層が堆積していたことから、9世紀中葉頃には埋没しかかっていたとみられる。

【SF01】

規模 西方向から東方向に向かって走っており、東西4m以上、上面幅2m程度とみられる。

構造 硬化面を有する。市道常磐10号線道路改良工事に伴う発掘調査(アラヤ遺跡第2地点)と同様、瓦や礫が面的に敷かれている。

時期 遺構の重複関係及び市道常磐10号線道路



第19図 第38次トレンチ4遺構
平面図 (S=1/200, 南区)

改良工事に伴う発掘調査（アラヤ遺跡第2地点）の成果から中世の長者山城跡に関連するものとみられる。

トレンチ4 正倉院の南側区画溝2条のうち、外側を巡る溝の有無を確認するために設定した。当初南北18m、東西2m25cmの大きさで掘削したところ、正倉院の外側区画溝が確認されたことから、西側に南北3.75m、東西3.3mの拡張区を設定し、拡張した。調査面積は約52.9㎡である。確認された遺構は古墳時代終末期の竪穴建物跡SI01、溝跡SD01である（第19図）。遺構の造営順序は、SI01→SD01である。

【SI01】

規模 大半が調査区外に延びており、SD01と重複している。竈はSD01により壊されている可能性が高い。全容は不明であるが、東西2.4m、南北3.0m程度と推定される。主軸はN-30°-Wである。

埋没過程 人為堆積の様相を示している。

時期 出土した土師器・須恵器の特徴及び主軸方向から、7世後葉頃に造営されたとみられる。

【SD01】

規模 ほぼ東西方向に走っており、上面幅1.95～2.6m、底面幅1.3m、深さ0.95mである。

構造 第54次のトレンチ1で確認されたSD02と連結するものと考えられ、断面は逆台形を呈する。

埋没過程 人為堆積の様相を示している。

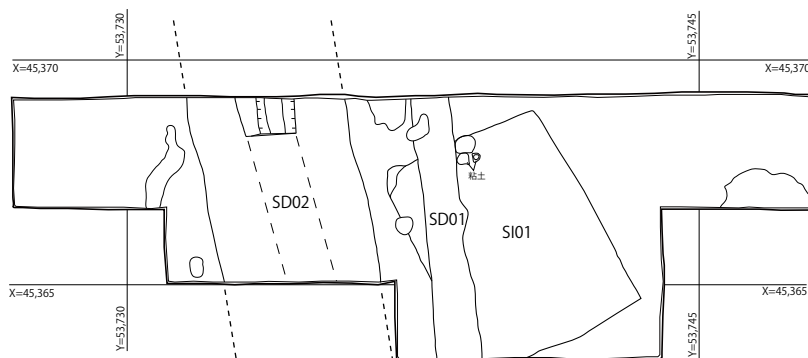
時期 7世紀後葉の竪穴建物跡SI01を切っていることから、8世紀以降に造営されたとみられる。

4 西区の遺構

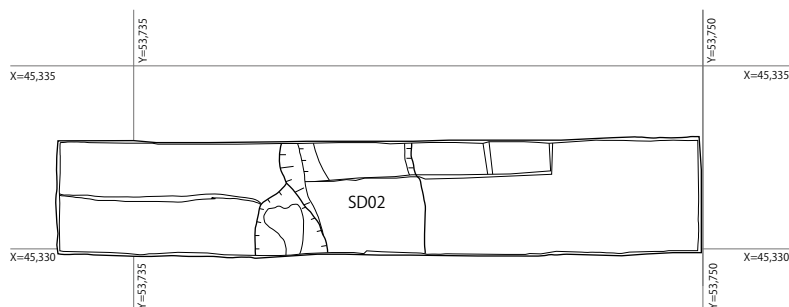
西区は第38次及び第48次、第54次で確認された正倉院の内側を巡る区画溝の有無を確認するために設定した。第38次ではトレンチ3本（トレンチ1・2・6）、第48次ではトレンチ1本（トレンチ2）、第54次ではトレンチ1本（トレンチ2）を設定した。各トレンチの詳細は下記のとおりである。

(1) 第38次

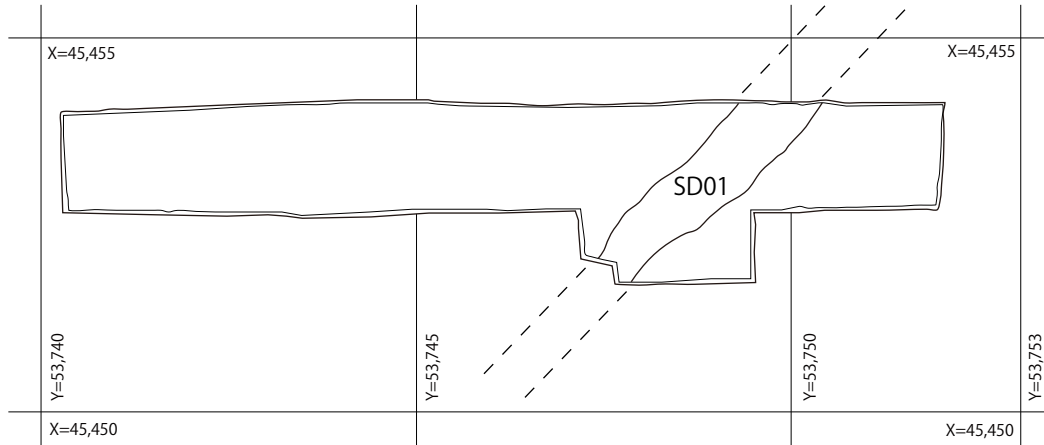
トレンチ1 正倉院の区画溝2条のうち、内側を巡る溝の有無を確認するために設定した。当初南北3.7m、



第20図 第38次トレンチ1遺構平面図 (S=1/200, 西区)



第21図 第38次トレンチ2遺構平面図 (S=1/200, 西区)



第 22 図 第 38 次トレンチ 6 遺構平面図 (S=1/100, 西区)

東西 26.3m の大きさに掘削したところ、竪穴建物跡や溝跡などが確認されたことから、南側部分に南北 5.0m、東西 16.4m の拡張区を設定し、拡張した。調査面積は合計約 161.4 m²である。確認された遺構は、古墳時代終末期の竪穴建物跡 SI01、奈良・平安時代の溝跡 SD01、SD02 である (第 20 図)。遺構の構築順序は SI01 → SD01 である。

【SI01】

規 模 南北 7.5m、東西 5.8m の長方形プランとみられる。

構 造 主軸は N-25° -W である。

時 期 主軸が北西方向に傾いていること、8 世紀初頭頃に造営されたとみられる SD01 に切られていることから、7 世紀後葉に帰属するとみられる。

【SD01】

規 模 南東から北西方向に走っており、上面幅 1.3 ～ 1.5m である。主軸は N-5° -W。

構 造 他の調査地点での様相から、断面は逆台形状を呈すると推定される。

埋没過程 人為堆積の様相を示している。

時 期 第 38 次のトレンチ 3・6 で確認された SD01 と規模・覆土が類似することから、連結するものと考えられ、8 世紀初頭頃に掘削されたとみられる。

【SD02】

規 模 南東から北西方向に走っており、上面幅 5.5m である。主軸は N-15° -W。

構 造 第 38 次のトレンチ 2・3 で確認された SD02・03 と規模・覆土が類似することから、連結するものと考えられ、断面は葉研状を呈すると推定される。

埋没過程・時期 自然堆積の様相を示しており、別地点の調査では覆土中から、灰釉陶器瓶類の破片が出土していることから 9 世紀中頃～後半には埋没していたとみられる。

トレンチ 2 正倉院の区画溝 2 条のうち、内側を巡る溝の有無を確認するために設定した。トレンチの大きさは南北 3m、東西 17m で調査面積は合計約 51 m²である。確認された遺構は、奈良・平安時代の溝跡 SD02 のみである (第 21 図)。

【SD02】

規 模 南東から北西方向に走っており、上面幅 3.5 ～ 4.5m である。主軸は N-10° -W。

構 造 第 38 次のトレンチ 1・3 で確認された SD02・03 と規模・覆土が類似することから、連結するものと考えられ、断面は葉研状を呈する。

埋没過程・時期 自然堆積の様相を示しており、別地点の調査では覆土中から、灰釉陶器瓶類の破片が出土していることから 9 世紀中頃～後半には埋没していたとみられる。

トレンチ 6 正倉院の区画溝の有無を確認するために設定した。南北 1.5m, 東西 12m の大きさで掘削したところ、溝跡が確認されたことから、東西 2.3m, 南北 1.0m の拡張区を設定した。調査面積は約 20.3 m²である。確認された遺構は溝跡 SD01 のみである(第 22 図)。

【SD01】

規 模 南西方向から北東方向に向かって走っており、上面幅 0.75m ~ 1.4m, 底面幅 0.45 ~ 0.5m, 深さ 0.24m である。主軸は N-40° -E。

構 造 断面は逆台形を呈する。

埋没過程 自然堆積の様相を示している。

時 期 第 38 次のトレンチ 1・3 で確認された SD01 と規模・覆土が類似することから、連結するものと考えられ、8 世紀初頭頃に掘削されたとみられる。

(2) 第 48 次

第 38 次のトレンチ 1・2 では正倉院の西側区画溝 2 条のうち、内側を巡る溝を確認出来たが、外側を巡る溝は確認出来なかった。そこで、第 48 次では、道路を挟んだ西側において、長さ 40m のトレンチを 1 本設定し、溝の所在を探ることにした。

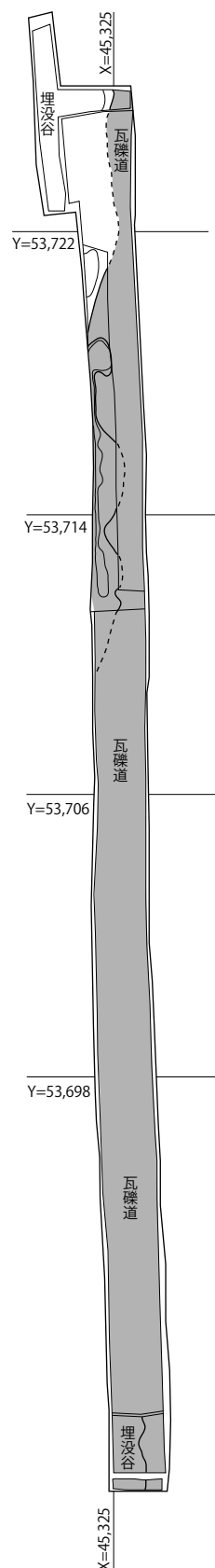
トレンチ 2 正倉院の西側区画溝 2 条のうち、外側を巡る溝の有無を確認するために設定した。南北 1.5m, 東西 40m のトレンチを設定し、重機により掘削した。その結果、中世の瓦礫道が確認されたものの、正倉院の外側を巡る溝は確認されなかった(第 23 図)。遺構が確認されなかったことから、トレンチの北東部に南北 0.8m, 東西 6m の拡張区を追加で設定し、拡張した。その結果、瓦礫道の直下から不整形なプランを呈する落ち込みが確認された。この不整形プランに対して部分的にサブトレンチを設定し掘削したところ、ローム層の堆積は認められず、粘土層が基底部にあり、その上に黒色土が厚く堆積している状況が確認された。当該トレンチを設定したこの場所は地形的にも低く湧水もみられることから、不整形プランは自然の埋没谷と判断した。調査面積は 64.8 m²である。確認された遺構は瓦礫道 SF01 である。

【SF01】

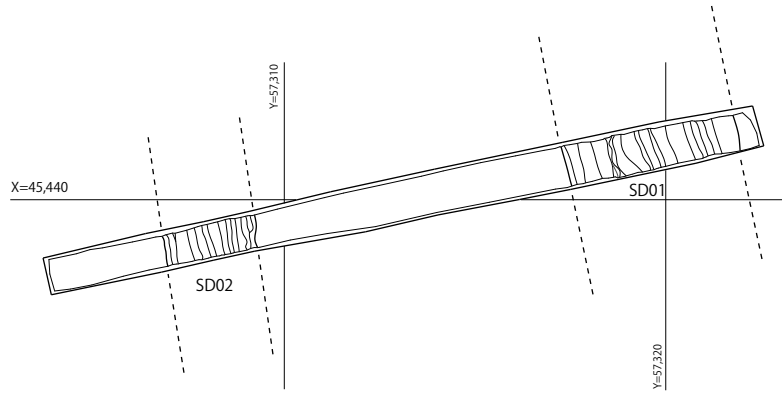
規 模 西方向から東方向に向かって走っており、東西 40m 以上、上面幅 1.5m 以上あるとみられる。

構 造 硬化面を有する。市道常磐 10 号線道路改良工事に伴う発掘調査(アラヤ遺跡第 2 地点)では、瓦や礫が面的に敷かれていたが、本地点では瓦の出土はみられなかった。瓦倉から離れている事に起因しているものとみられる。

時 期 市道常磐 10 号線道路改良工事に伴う発掘調査(アラヤ遺跡第 2 地点)の際に 15 世紀頃と推定される内耳土器や中世の常



第 23 図 第 48 次トレンチ 2 遺構平面図 (S=1/200, 西区)



第 24 図 第 54 次トレンチ 2 遺構平面図 (S=1/200, 西区)

滑甕，北宋銭が出土していることから，中世とみられる。

(3) 第 54 次

第 48 次のトレンチ 2 で正倉院の外側を巡る溝が確認されなかったことから，両トレンチの間を南北に走る私道の下に外側を巡る溝が走っていると想定された。そこで，台地北縁に近い畑地にトレンチを 1 本東西方向に設定し，正倉院の西側区画溝 2 条を確認することにした。

トレンチ 2 正倉院の西側区画溝 2 条の有無を確認するために設定した。南北 1.0m，東西 19m のトレンチを設定し，人力により掘削した。その結果，正倉院の外側及び内側を巡る溝が確認された (第 24 図)。調査面積は 19.0 m²である。

【SD01】

規模 南東方向から北西方向に向かって走っており，上面幅 4.5m，底面幅 2.0m，深さ 1.8～2.0m である。主軸は N-10°-W。

構造 第 38 次のトレンチ 1～3 で確認された SD02・03 と連結するものと考えられ，断面は薬研状を呈する。

埋没過程・時期 人為堆積の様相を示しており，別地点の調査では覆土中から，灰釉陶器瓶類の破片が出土していることから 9 世紀中頃～後半には埋没していたとみられる。

【SD02】

規模 南東方向から北西方向に向かって走っており，上面幅 2.5m，底面幅 0.5m，深さ 0.5～0.6m である。主軸は N-10°-W。

構造 トレンチ内で確認された断面は逆台形を呈するが，耕作により上半部が削平を受けているため，残存していたのは基底部に近い部分のみで，本来は薬研状を呈していた可能性もある。第 38 次のトレンチ 4 で確認された SD01 と規模・覆土が類似することから，連結するものと考えられる。

埋没過程・時期 自然堆積の様相を示しており，別地点の調査では覆土中から，灰釉陶器瓶類の破片が出土していることから 9 世紀中頃～後半には埋没していたとみられる。

V 総括

1 正倉院をめぐる土地利用の変遷

平成 18 年度～平成 21 年度に実施した第 30 次、第 38 次、第 48 次、第 54 次調査により、那賀郡衛正倉院を中心とする遺構が多数確認された。ここでは土地利用の変遷について整理しておきたい。

4 年間に及ぶ調査で、東西約 300m、南北約 270m という広範囲を調査したが、全体に比して調査面積は少なく、遺構についても部分的な調査しか行っていないことから、予測も含めてまとめることとした。なお現時点で記号を冠した時期設定や段階設定を行わなかったのは、今後の調査の進展により、再度検討が求められる可能性が十分にあることを考慮したからである。そこで、ここでは現時点で把握された成果に基づき、正倉院造営以前、正倉院造営直前～造営開始期、正倉院整備期、正倉院廃絶期、正倉院廃絶以降に大きく 5 期に区分し、造営から廃絶に至るまでの土地利用の変遷を中心に述べていくこととする。

(1) 正倉院造営以前

先土器時代のチャート製ナイフ形石器が第 30 次 4 区トレンチ 1 の大型円形土坑 SK01 から出土していることから、最終氷期からこの土地に人類は住んでいたようである。また各調査の際には官衛関連遺構の覆土から縄文時代中期～後・晩期の土器や石器が多数出土しており、第 48 次トレンチ 4・5 において縄文時代中期中葉～後葉の袋状土坑群や竪穴建物跡、第 38 次トレンチ 5 では後期堀之内 1 式期の埋甕遺構も確認されている。このことから、官衛遺構下層には縄文時代中後期を中心とした時期の集落が広く展開していたというべきであろう。

弥生時代では、遺構・遺物の確認はなく、土地利用は希薄となる。次に土地利用の痕跡が確認されるのは、古墳時代前期である。第 48 次トレンチ 5 では、竪穴建物跡 1 棟が確認されており、第 54 次トレンチ 3 においても土坑が 1 基確認されている。これらの古墳時代前期の集落の痕跡は、谷を挟んで対面する安戸星古墳群や西原古墳群で確認された前方後方墳をはじめとした前期古墳の存在を勘案すれば極めて興味深い。その後の古墳時代中後期の遺構や遺物は確認されず、土地利用が再び希薄となる。

(2) 正倉院造営直前～造営開始期

第 30 次 1 区トレンチ 3 SB001 下層より 7 世紀後葉の土師器や須恵器が出土する竪穴建物跡 2 棟が確認された。同時期の竪穴建物跡は、第 38 次トレンチ 1・3・4 においても竪穴建物跡計 3 棟が、第 54 次トレンチ 3 から 1 棟がそれぞれ確認された。これら 7 世紀後葉の竪穴建物跡は、いずれも主軸方向が真北ではなく、北西方向に傾いている点、人為的に埋め戻されている点で共通している。他方、第 30 次 4 区トレンチ 3 からはこれらの竪穴建物跡と同様に北西方向に主軸を傾けている総柱式掘立柱建物 SB008 が確認されており、同時期に帰属するものと考えられよう。とすれば 7 世紀後葉を正倉院造営開始期と看做すこともできようが、他に建物跡が確認されていないことから、今後の慎重な検証が必要である。

8 世紀初頭までには溝跡や掘立柱建物が造営され、郡衛正倉院が成立するようである。第 38 次トレンチ 3 では 7 世紀後葉の竪穴建物跡に重複する溝跡と側柱式とみられる掘立柱建物跡の柱列が確認された。遺構の前後関係は、竈が溝によって壊され、掘立柱建物跡の柱穴は溝跡の覆土中にて構成されることから、竪穴建物跡→溝→掘立柱建物跡の造営順序は明らかである。

幅 1m 強で確認された掘込が 80cm に達するこの溝跡は、遺物の出土が希薄であったものの、断面が逆台形で人為的な埋戻しが行われた様子がうかがえ、明らかに古代の様相を呈している。したがってごく初期の区画溝であると考えてよい。この区画溝はさらに第 38 次トレンチ 1 でも確認されている溝へと連結するものとみられるが、その規模や位置からも正倉院全体を囲う区画溝と看做すには、なお慎重であらねばならず、その性格や範囲については未詳といわざるを得ない。

掘立柱建物については、今のところ柱穴 4 基のみの確認に止まっており、その全容は不明である。いずれにせよ、建物の主軸方向や規模を勘案すれば、正倉院を構成する建物として理解してよからう。ただし帰属時期については、慎重な検討が必要である。1 m 幅の区画溝の廃絶から次の正倉院整備期までの短い間に位置づけるのか、後

述の整備期の中心建物である礎石建ちの建物群と同一時期とみるのか、はたまたその後の廃絶期直前の正倉院の終わりの姿を構成するものなのか、いずれとするのは決し難く、判断は今後に委ねたい。

さて、第48次トレンチ4で確認された3×3間の総柱式掘立柱建物跡とトレンチ5で確認された小規模な掘立柱建物跡とは、隣接地での調査となった第29次で確認された3×3間の総柱式掘立柱建物跡と同様に、次の段階で開削されたとみられる内外2条の正倉院区画溝よりも外側に位置する。これらの掘立柱建物跡が造営された時期はいつだろうか。本段階に位置づけられるのなら、7世紀末葉から8世紀初頭のごく短い期間に機能したものであり、かつ整備期の明確な区画表示のない段階の建物群として位置づけることができよう。今のところ、これを強く裏付ける資料がないことから、判断に慎重にならざるを得ないが、ただし次の整備期には明らかに礎石建物を中心に倉を構成することから、これらの位置づけを必ず整備期とはし難いのである。なおこれらの遺構はいずれも主軸が真北を指し示す点で共通している。

(3) 正倉院整備期

8世紀前葉頃になると、瓦葺正倉（瓦倉）が造営される。第7次では2棟の、第30次調では5棟の礎石建物跡がそれぞれ確認されており、その後踏査とボーリング探査によりさらに8棟の礎石建物跡の存在が確認された。これらはさきに述べた掘立柱建物跡と同様、いずれも主軸が真北を指す点で共通しているが、掘立柱建物跡が正倉院の内部よりも外側に近い位置に造営されていたのに対し、礎石建物跡はいずれも中心部に等間隔に並立している。掘立柱建物跡の一群と礎石建物跡の一群とのあり方の違いは、時期差のようにも見受けられるが、それにはなお検討が必要である。

ところで、第30次で確認された礎石建物跡のうち、SB004とSB006、SB007とは近接していることから、礎石建物自体の造営時期にも若干の時期差が認められる可能性が高い。いずれにせよ個々の建物跡における出土瓦の定量的な分析を行いながら、今後検討していかねばなるまい。

さて、発掘調査により確認された5棟の礎石建物跡からはいずれも瓦が出土しており、そのうち4棟については、後述するように隅総数計量法から、総瓦葺の瓦倉であったことが明らかとなった。そしてその位置と帰属時期との対応から、大小2つの区画溝は、これら礎石建物跡群を囲うもので、正倉院が最も整備された段階のものであると考えられる。外側の区画溝は東西275～300m、南北160～235mを測り、内側の区画大溝は東西255～275m、南北140～215mの範囲に巡っている。区画溝の主軸と礎石建物の主軸は一致していないが、これは西側と南側に浅い埋没谷が入っていること、北側の台地縁の地形に制約されていることに起因していると思われる。

範囲については、近年報告された千葉県山武市嶋戸東遺跡（下総国武射郡衙）のⅢ期正倉院（東西長360m、南北長280m）に比べれば規模はやや劣るものの、栃木県河内郡上三川町上神主・茂原官衙遺跡（下野国河内郡衙正倉院、東西250m×南北180m）や福島県白河市関和久遺跡（陸奥国白河郡衙正倉院、東西250m×南北150m以上）、東京都北区御殿前遺跡（武蔵国豊島郡衙正倉院、東西210m×南北260m）と遜色ない規模を有している（栗田・郷堀ほか2009・条里制・古代都市研究会編2009・鈴木2006）。

第48次トレンチ6及び第54次トレンチ4で確認された内側の区画大溝の底面からは、瓦倉に葺かれていたものと同じ瓦が出土している。外側の区画溝についても、覆土から瓦倉に葺かれていたとみられる瓦の出土が多量にあった。したがって、この2条の区画溝と瓦倉とは、機能していたあるいは存続していた時期がほぼ同じであったものとするのが自然であろう。

ところで、瓦倉の年代については、その所用瓦に対する考察から以下のように考えることができる。すなわち、従来多賀城系の重弁八弁蓮華文軒丸瓦（3117型式）及びへら描き重弧文軒平瓦（3201型式等）の瓦当文様の特徴、瓦倉SB001出土の成形台文字瓦の存在から、多賀城I B期の瓦に先行すると考えられていた（註1）。しかし、3117型式は、型式学的にみれば明らかに多賀城I B期の瓦に後出する類似品であることから、多賀城I B期を遡ることは考えられない。したがって瓦倉SB001の創建年代は、多賀城I B期の上限である神亀元年（724）以降とすべきであろう。またこの瓦倉SB001からは、郷里名を記す文字瓦が多量に出土していることから、郷里

制施行の下限年代である天平 12 年 (740) を創建年代の下限とできる。つまり、瓦倉 SB001 の創建年代は、8 世紀第 2 四半期のある程度限定できる時期幅のなかに収まるものと考えられるのである。

こうしたことから、正倉院を構成する建物を瓦葺化するにあたっては、瓦生産に従事した技術指導者が那賀郡へと移動し、多賀城 I B 期の瓦生産で運用されていた技術を在地の技術者に伝達した結果、技術的・形態的特徴が酷似した瓦が生産されたと理解すべきであり、正倉院造営にあたって技術者編成に多賀城造営が深く影響を及ぼしているものとみられる (川口 2010b)。

この時期に瓦倉が多数造営された背景には、一体何があったのであろうか。まず、防湿や耐火という機能的な要因が考えられよう。正倉に備蓄される稲穀は不動穀が原則であり、永年備蓄されるものである。したがって、防湿は重要な課題のひとつであった。正倉が高床構造となるのも防湿が大きな要因であることから、屋根からの雨漏りを防ぐために瓦葺を採用したと理解することができよう。また、火災が発生した場合の延焼を防ぐ役割もあったと考えられる。

ただし、このような機能面だけを取り上げて論じるのでは不十分である。郡衙正倉には、律令国家の威信や支配の正当性を誇示するための機能もあったと考えられており (山中 1994)、この場合正倉の屋根を瓦葺化することにより、外観の荘厳化を図る意図があったことも考慮せねばなるまい。長者山地区の瓦倉については、近年、多賀城やその他城柵における造営システムの影響を強く受けている可能性が指摘されており、とくに文字瓦の存在から多賀城造営時における瓦生産の負担システムを援用したとの解釈がされている (山路 2005b, 山中 2007)。

このように多賀城造営との密接な関わりについて論じることができるのも、単に多賀城と酷似する瓦当文様で正倉の屋根を飾ったことや、文字瓦のあり方の類似性という点だけには止まらないと考える必要がある。すなわち、当時の律令政府による東北経営、征夷事業との関連が問題となるのである。『続日本紀』養老七年二月戊申条にみえる那賀郡大領宇治部荒山の記事や天応元年正月乙亥条にみえる那賀郡大領宇治部全成の記事は、いずれも陸奥国鎮所すなわち多賀城に軍糧を送ったことにより、従五位下に叙任されたということに注目しておきたい。

多賀城と共通する軒先瓦を採用したことについては、那賀郡大領が国家的事業である征夷事業に参画しているということを内外に誇示し、征夷事業に係る連帯意識の高揚を図るといような意図があったのではないか。単に機能的要因を満たすためだけであれば、瓦倉の屋根に葺く軒先瓦は長者山地区の南側に造営された、郡衙周辺寺院である観音堂山地区の主要伽藍に葺かれていたものと同じでもよいのである。にも係わらず、多賀城と酷似する瓦当文様を葺いたのは、このような政治的意図を想起せざるを得ないのである。

(4) 正倉院廃絶期

正倉院の廃絶時期を間接的に知る方法として、本来正倉院の構成要素とはなり得ない遺構の有無を確認する方法があるが、4 年間にわたる調査では、正倉院の内部において、正倉院造営直前の堅穴建物跡を確認することはできたものの、それらよりも新しい時代の堅穴建物跡の存在を確認することはできなかった。

ここでは正倉院の廃絶時期を大小 2 つの区画溝埋没の様子から予察しておきたい。第 38 次トレンチ 3 で確認された内側区画大溝の覆土中層からは、灰釉陶器瓶類の破片が出土し、その下層から多量の炭化米と炭化材が出土した。区画溝から灰釉陶器瓶類の破片が出土したのは当該トレンチのみならず、第 48 次トレンチ 6 でもみられた上に、同トレンチ 4 では外側区画溝の覆土中からも灰釉陶器瓶類の破片が出土している。このことは内外 2 つの溝が同時期に掘削されたかは別としても、同時期に埋没した可能性が高く、ある時期には同時期に機能していたことを示唆するものである。ところで常陸での灰釉陶器は猿投窯第 V 期の黒笹 90 号窯式期の製品が多数搬入されていたことが知られている (奈良・平安時代研究班 1999)。黒笹 90 号窯式期のいつとみるのかが問題となるけれども、いずれにせよ 9 世紀中頃～後半のうちには区画溝はある程度埋没していたとみるべきであろう。

なお第 30 次で確認された瓦倉 SB002 の周囲からは炭化米が出土したこと、瓦倉 SB002, SB003, SB004 の礎石にも被熱の痕跡が確認されたこと、瓦倉 SB001 出土瓦に被熱痕や葺き土が焼成により固着したものなどが確認されたこと、以上の点から正倉院は最終的には火災により焼失した可能性が高い。 (川口・渥美)

2 複数棟あった総瓦葺の瓦倉

平成 18 年度に実施した第 30 次調査の際に正倉とみられる礎石建物跡は発掘調査により 8 棟確認され、ボーリング探査により確認された 6 棟と第 7 次調査で確認された 2 棟も含めると計 16 棟存在することが明らかになった（川口・渥美ほか 2009）。これらの礎石建物跡のうち、発掘調査で瓦が出土したのは、SB001, SB002, SB003, SB004, SB005 の計 5 棟（註 2）である。

これまでの地方官衙の調査・研究の蓄積により、正倉院を構成する正倉のうち、瓦葺建物は 1 棟程度しか確認されていない事例が大半であるとされてきた（註 3）。他方、那賀郡衙正倉院である長者山地区では、瓦の出土量・内容構成から、瓦葺建物が複数棟存在していた可能性が高い。

5 棟の礎石建物のうち、SB005 は植林の関係で調査面積が 4.55 m² と限られ、14 点しか瓦が出土していないため（第 2 表）、瓦葺建物であったのか非瓦葺建物であったのかについては未詳である。

SB002 と SB003 からは軒先瓦とともに隅切平瓦や隅切丸瓦が複数点出土している（写真図版 5）。隅切瓦（隅軒平瓦）が出土した建物の屋根は総瓦葺であったことになるため（大橋 2004）、この 2 棟については総瓦葺で間違いのない。さらに SB003 の隅切平瓦の 2 点には丹線の痕跡がみられることから、隅切平瓦を隅軒平瓦に転用した丹塗りの総瓦葺建物であったと考えられる。これらが SB003 の屋根に最初に葺かれた瓦であったとすると、SB003 は造営当初から柱を丹塗りにしていたことになり、那賀郡衙では一般的な正倉にも丹塗りを施していた可能性がある。

他方、SB001 と SB004 からは隅切平瓦や隅切丸瓦は出土していない（第 2 表）。そのことから、総瓦葺であったのか、葺棟であったのかは定かではない。そこで、以下では SB001 と SB004 の屋根景観を復元するために両建物跡から出土している平瓦と丸瓦の隅総数を 4 で割る隅総数計量法（宇野 1982）に基づいて算出し、その構成比から両建物が総瓦葺であったか否かについて検討したい。

SB004 は 5 つのトレンチから総破片数 3,859 点、総重量 612.718kg の平瓦・熨斗瓦・丸瓦が出土している（第 2 表）。これらの瓦のうち、種別の判別が不能な瓦を除いた平瓦・丸瓦・熨斗瓦の隅総数を計量した結果、平瓦の隅総数は 294、丸瓦の隅総数は 162、熨斗瓦の隅総数 1 を数え、この数字を 4 で割ると最小個体数は平瓦 73.5 枚、丸瓦 40.5 枚、熨斗瓦 0.25 枚となり、平瓦 + 熨斗瓦 73.75 枚 : 丸瓦 40.5 枚 = 1.82 : 1 という構成比になる。2 : 1 に近い数字を示すことから、SB004 は総瓦葺であったとみて良い。この平瓦・丸瓦の数に比して、軒瓦の数は軒丸瓦 11 点、軒平瓦 17 点であり、軒瓦が少ないこともその傍証となる。

SB001 は 6 つのトレンチから総破片数 18,339 点、総重量 2,274.29kg の平瓦・熨斗瓦・丸瓦が出土している（第 2 表）。これらの瓦のうち、種別の判別が不能な瓦を除いた平瓦と丸瓦の隅総数を計量した結果、平瓦の隅総数は 1,501、熨斗瓦の隅総数は 35、丸瓦の隅総数は 768 を数え、この数字を 4 で割ると最小個体数は平瓦 375.25 枚、熨斗瓦 8.75 枚、丸瓦 192 枚となる。平瓦 + 熨斗瓦 384 枚 : 丸瓦 192 枚 = 2 : 1 という構成比を示すことから、SB001 も総瓦葺であったとみて良い。この平瓦・丸瓦の数に比して、軒瓦の数は軒丸瓦 56 点、軒平瓦 104 点であり、軒瓦が少ないこともその傍証となる。

このような隅総数計量法から算出した平瓦と丸瓦の最小個体数の構成比から、SB001 と SB004 はともに総瓦葺建物であった可能性が高いことになり、那賀郡衙正倉院では総瓦葺の瓦倉が少なくとも 4 棟以上存在していたことになる。それでは、何故、那賀郡衙では複数の正倉の屋根に総瓦葺を採用したのであろうか。

この点について川尻秋生は、興味深い指摘を行っている。川尻は長者山地区の倉庫群が台地の縁辺にあたかも屈曲する那珂川を見下ろすように建てられている背景について、この場所に造営されたのは東海道のみならず、那珂川を介した河川交通利用のため、那珂川からの眺望も考慮する必要性を説く（川尻 2009）。総瓦葺と考えられる正倉は、現状では全て北側の列とその一列南側の列に位置していることから、川尻の見解に従えば、台地の北を流れる那珂川からの景観を意識した対外的な視覚効果を配慮しての配置と理解することができよう。

（川口）

第2表 第30次礎石建物別トレンチ数・調査面積・出土瓦種別総量

建物名	トレンチ数	調査面積 (㎡)	平瓦 破片数	丸瓦 破片数	道具瓦 破片数	平瓦 隅総数	丸瓦 隅総数	道具瓦 隅総数	平瓦 総重量 (kg)	丸瓦 総重量 (kg)	道具瓦 総重量 (kg)	軒丸瓦 総数	軒平瓦 総数	隅切瓦 総数	文字瓦 総数
SB001	6	73.55	14,732	3,539	68	1,501	768	35	1,890.35	370.14	13.80	56	104	0	866
SB002	8	101.11	6,818	2,159	6	773	360	10	961.44	267.15	1.04	13	32	5	26
SB003	2	33.95	101	56	6	22	13	7	16.09	6.01	1.90	1	2	6	0
SB004	5	78.45	2,820	1,038	1	294	162	1	414.04	198.43	0.248	11	17	0	18
SB005	1	4.55	11	2	1	1	0	0	1.14	0.19	0.17	0	0	0	0

※1 SB003の軒平瓦は隅切平瓦を転用したものである（写真図版5下段の左と右下の丹線を持つもの）。

※2 ここでいう道具瓦は熨斗瓦（割熨斗瓦含む）、隅切瓦である。

※3 SB001出土瓦の総破片数・隅総数・総重量には文字瓦の数を含まない。

※4 文字瓦はへら書き文字瓦、押印文字瓦、成形台文字瓦を含めた総数である。

※5 第30次調査により、長者山第一号跡（SB001）は1棟の建物であったことが確認されたため、軒丸瓦・軒平瓦・文字瓦の総数には第3次の数も含まれている。他方、長者山第二号跡はSB002とSB004の2棟に分かれることが判明した。SB002・SB004の軒丸瓦・軒平瓦・文字瓦を分離することは困難と判断したため、総数には第3次の数を含めていない。

3 二重区画をもつ官衙施設の意義

(1) 二重の区画溝について

これまでの発掘調査により、台渡里官衙遺跡群において大小2つの区画溝によって囲われた那賀郡衙正倉院と推定される官衙施設が存在していたことが明らかとなった。現在のところ全国で多くの官衙遺跡の調査が進められているが、二重の区画溝によって囲われている郡衙正倉院の例は管見に触れない。こうした構造をなすこととなったのはどのような歴史的背景が考えられようか。問題は多岐に渡ると考えられるけれども、我々の行った調査も広大な遺跡全体のほんの一部分に過ぎず、ここでひとつの評価に断じて、将来に大きな変更を迫られる可能性もある。

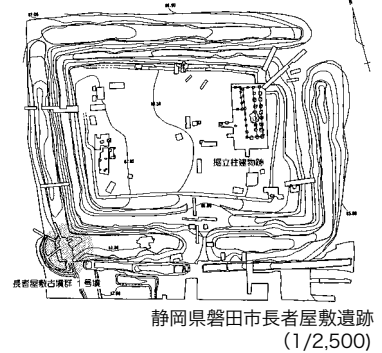
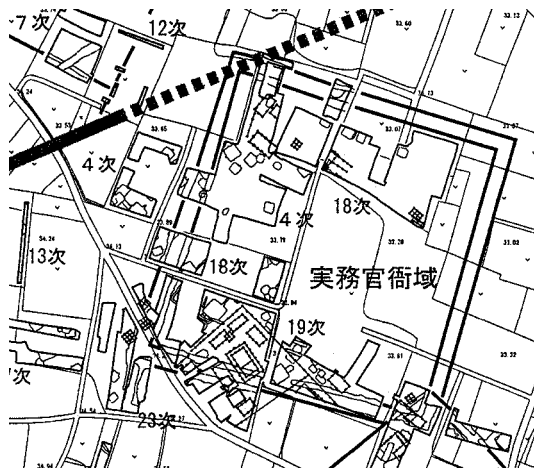
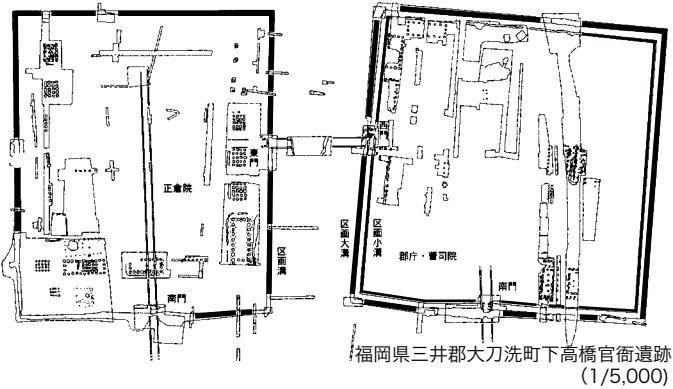
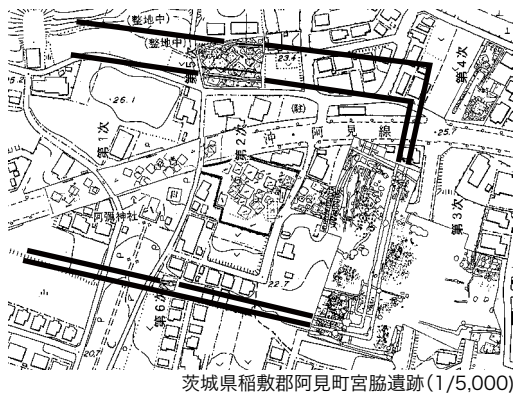
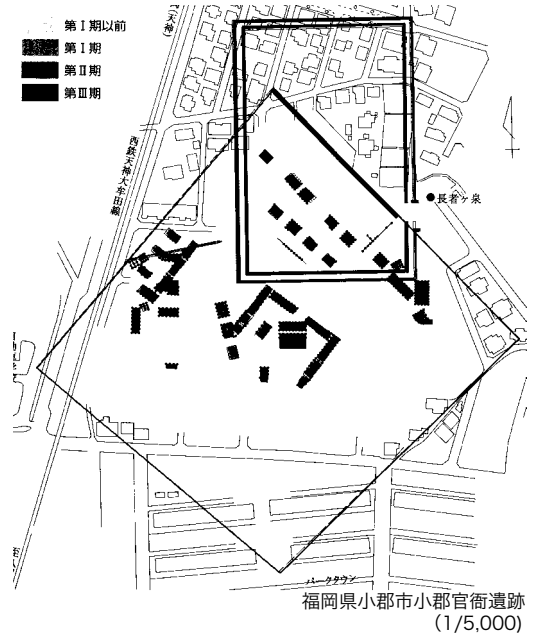
そこで、ここでは二重の区画溝によって囲われた郡衙正倉院について考察を深めていくにあたって参考となるべき調査例のいくつかに触れながら、その背景と意義について予察しておくこととしたい。

(2) 二重の区画溝をもつ官衙遺跡

単純に官衙施設を二重の区画溝で囲うということならば、その例がないわけではない。その代表的なものをここで取り上げておこう（第25図）。

小郡遺跡（福岡県小郡市） 福岡県小郡市小郡字向築地・八反田に所在し、古代には筑後国御原郡にあたる。Ⅲ期（8世紀中葉～9世紀初頭頃）に帰属するという北方区画が、2条の区画溝とその間を走る築地で構成されるという。区画溝はいずれも断面が葉研状（V字）を呈しており、最大の深さは2.3mにも及ぶという。ただⅢ期に帰属すべき主軸が同一の建物の発見に至らず、なおも慎重な検討が必要である。Ⅱ期（7世紀末～8世紀中葉）に造営されたⅢ期とは主軸の異なる北方の建物群は、倉庫群すなわち正倉院と考えられており、片岡宏二の検討のとおりであれば、このⅡ期の北方倉庫群が正倉院として、一部はⅢ期まで存続し、Ⅲ期には、軸が違うけれども二重区画の正倉院と変貌するということになる（片岡2008）。他方で、同一郡内には、福岡県三井郡大刀洗町下高橋・鶴木に所在する下高橋官衙遺跡があり（大刀洗町教育委員会2010）、ここでは、正倉院の東側にある推定政庁域が二重区画となっている。いずれが御原郡衙なのかの決着もなく、今後の調査進展が俟たれるところである。

長者屋敷遺跡（静岡県磐田市） あたかも中世城館のような方形に囲う土塁の内側に1条の区画溝が巡らされており、南側にあつては外側にも区画溝をもつ。内部を構成する遺構群からは明らかに古代土器が伴出することから、官衙関連遺跡としてこれまで考えられてきたところである（安藤1992）。その高く幅のある土塁のあり方は、他の官衙遺跡とは大きく異なるとともに、内部を構成する遺構に長屋風の8×3間の廂付側柱の掘立柱建物跡が



第 25 図 二重区画溝をもつ官衙遺跡の例

みられたことから、館（居宅）、あるいは駅家関連の遺跡とも解されているが定かではない。少なくとも、官衙に伴う正倉院でないことは確かであるし、規模も小さい。

幡羅遺跡（埼玉県深谷市） 武蔵国幡羅郡衙正倉院に伴う実務官衙施設が二重の区画溝によって囲われている（知久 2008）。大小二つの区画溝の間に土塁の基底部と思しき痕跡が確認されているが、上部大半が削平されており、確定するにはなお慎重さが必要である。大小いずれの区画溝も同じような深さが掘込まれており、比較的浅い。

宮脇遺跡（茨城県阿見町） 常陸国信太郡内の官衙関連遺跡である。郡衙正倉院ではないかとみられているが、異説もあり定説とはなっていない。ここでは、官衙風の遺構群を区画する溝として、2条が平行に検出された。

大きいものは幅 3.5m 前後、小さいものは幅 2.5m 前後で、いずれも断面逆台形を呈する（小川・大淵 2008）。これらの溝の同時性については十分な検証はされておらず、比較検討には慎重を要する。

（3）比較検討からみた長者山地区の二重区画

以上のように、二重区画とみられる官衙遺跡の例があったが、これらと長者山地区における遺構群とを比較したとき、どのように考えられようか。注意したいのは、内側に存する区画大溝である。幅は最大 6m を、深さは最大で 3m を測る。なおかつ掘込みの傾斜は 20～30°で、中位においてやや弓張り状となり、あたかもその内部への進入者（侵入者）を強く拒むような構造をするのである。このような点を強調するならば、静岡県磐田市長者屋敷遺跡のような例は、周囲に大きな土塁と堀状の区画溝を構築する点で似ていると指摘もできようが、ただし郡衙正倉院ではない点で、同列には扱うことができないと考えざるを得ない。

郡衙正倉院という点で言及するならば、正倉院そのものでないにせよ、それに附属する実務官衙域であるということによって埼玉県深谷市幡羅遺跡の例を取り上げることができる。しかし、平行する 2つの区画溝の幅や深さという規模の点で、そこに大きな違いを認めざるを得ない。他方、阿見町宮脇遺跡の例は、もし郡衙正倉院と認定されるに足る新たな情報が得られれば、これがもっとも類似する例として注目される場所であるが、開発を目的とした小さな断片的調査であり、さらなる進展を期待するに止まる。

以上のように、いくつかの条件を精査していくと、他例の二重区画とは同列に扱えないことが明らかとなった。すなわちそれは、常陸国那賀郡衙正倉院の特異性であるともいえよう。では、なぜそのように特異な正倉院が造営されることとなったのか。とくに、内側の区画大溝の様相から想起すれば、それは当時の政治・軍事の側面で緊張状態にあった東北経営との関わりも含めて考察する必要があると考えざるを得ないのである。むしろそうした場合、例えば瓦倉が複数棟建立された点などもあわせると合点がいく。

このように、あたかも防衛を固めるような官衙遺跡の有様は、東北における官衙・城柵遺跡の構造を想起せずにはいられない。早くには、進藤秋輝から単郭構造から重郭構造への変化の指摘があったが（進藤 2004）、村田晃一がその重郭構造を二重構造、あるいは三重構造と表現したように（村田 2009）、こうした構造のあり方は、官衙・城柵の防御性と荘厳性に配慮したものと考えられるが、構造上同じとはいえないものの防御性と荘厳性を重視しているという点ならば、まったく関係がないとはいえないのではないかと。とくに、8世紀前葉における多賀城造営を契機とした、政庁を中心として、いくつもの官衙ブロックを取り込んで構成される城柵・官衙の有様と、何か関連しているようにみえてならない（村田 2010）。今後の調査進展に期待をしつつ、こうした東北の城柵・官衙との構造的類似性の有無についても検証していく必要があるように思われてならない。（渥美）

4 今後の課題と展望

平成 18 年度～平成 21 年度に実施した 4 次にわたる範囲確認調査により、8 世紀に入ってから、明確な区画をもたない掘立柱建物の正倉や屋などが展開し、8 世紀中葉までには二重の区画溝に囲われた総瓦葺の瓦倉 4 棟を含む礎石建物群が造営されていたことが明らかとなった。とくに二重の区画溝を伴う正倉院は管見に触れた限りでは確認できない。また、ひとつの正倉院内に総瓦葺の瓦倉が複数棟存在する例も全国的に例がない。この 2 つの特徴は常陸国那賀郡衙正倉院の特殊性を示すものであり、その点を明らかにできたことは東北経営の前線地域に営まれた地方官衙の景観を考究する上でも意義は大きい。

ただし、課題も少なからず残されている。まず、造営開始期の様相が必ずしも明らかとなっていない点である。部分的な掘立柱建物跡などの検出をみたが、7 世紀後半のうちに収まるとみられる北西を主軸とした竪穴建物跡群との間にどれくらいの時期差を見積もるのか。また法倉とみられる長大な布地業の総瓦葺建物 SB001 の下層で確認された壺地業による礎石建物跡の帰属時期をいつとみるのか。正倉院の造営開始期を解く鍵はこのあたりとみているが、第 42 次における地下探査によって、壺地業の下層礎石建物跡が上層の布地業である SB001 と同規模であることが確認されており（川口・金田ほか 2009、金田・西村ほか 2010）、何らかの方法により帰属時期と特定することが最良だが、今のところ妙案は浮かばない。この先行建物と同時期とみられる別の場所の建物跡を

探索していく必要がある。

正倉院の廃絶時期については、二重構造をなす両区画溝の覆土から灰釉陶器が出土しており、短絡的に考察すれば、常陸地域において灰釉陶器の流入が最も盛んとなる9世紀中葉から後葉までのうちに正倉院の機能が停止に向かったと判断されるが、当然のことながら、建物跡自体に伴う瓦以外の遺物出土が極端に少ないことから、正倉院の機能停止時期そのものへの判断には躊躇するところである。

また、確認調査の事前に実施した地下探査と微地形調査という非破壊調査を通じて、正倉院の区画溝の位置を事前に知ることが可能となり、発掘調査による遺跡の破壊を最小限に留めることが出来た点は大変有意義であった。今後、こうした事前の非破壊調査の実施と発掘調査による検証が地方官衙遺跡調査のスタンダードになっていくことが望まれる。

目下緊急の課題としては、近年の調査で、廃寺跡南方地区の南東側の南前原地区において礎石建物跡とみられる版築地業が4棟確認されていることである。具体的にいうと、第24次、茨城大学考古学研究室による第44次、第56次、第61次である。これらの調査では瓦は殆ど出土していないことから、今のところ瓦葺建物はなかったものとみているが、建物群の性格については特定に至っていないのが現状である。茨城大学の運動場である第44次の例を除けば、いずれも市街化区域で住宅が密集しており、開発目的等によるもので、まとまった調査ができていないことから、官衙ブロックとしてどのように構成されていたのかなど、全体像が不明であることに起因する。これを新たな正倉院ブロックの発見であるとみる向きもあるが、長者山地区において、これほどまでに広大な正倉院の発見に至った現時点では、これを正倉院の一部とみなすことになお躊躇を覚えるのである。なお第24次では、礎石建物とともに、区画溝の検出に至っており、覆土中から土師器小皿やいわゆる足高高台を有する土師器碗の出土をみた。今のところ10世紀末葉から11世紀前葉頃に帰属するとみており、台渡里の地においては、当該時期まで官衙として何らかの機能を保持していた可能性もある。

さらに問題となるのが、本来あるべきはずの郡庁院や館院・厨院などの遺構についてである。宿屋敷地区において(第35次及び第39次)、「厨□」や「郡厨」と記された墨書土器が出土しているから(佐々木・林ほか2008, 川口・色川ほか2010)、厨院はこの宿屋敷地区周辺に所在するのではと想定されるが、論証は十分でない。同じ宿屋敷地区において(第8次)、方形に囲う区画溝が断片的に確認されており、あるいは館院との想定もされようが、構成する建物群の発見には至らず、確証がないのである。郡庁院に至っては、想定し得るだけの情報すら得られていないのが現状である。

次に課題としたいのは、那賀郡内にある他の官衙遺跡との関係である。すなわち、水戸市田谷町田谷廃寺跡(伊東1975, 川口2009b)や水戸市大串町大串遺跡とその周辺(小川・大淵ほか2008, 川口2009a・2010a・2010b, 木本2009)である。長者山地区出土の軒丸瓦と同範のものが出土しており、瓦の供給の点ともあわせて、互いにどのような関係を有していたのか精査が必要である。なお、今のところ、田谷廃寺跡を河内駅家関連、大串遺跡を平津駅家(津駅カ)関連とする考えが有力である。

以上、課題を列挙してきたが、いずれも解決するには大きな問題を抱えている。官衙・寺院遺跡とともに関連集落跡も含めたいわゆる広義の台渡里遺跡群は、水戸市渡里町ほぼ全体に広がり、西は隣接する堀町まで、東は同じく隣接する文京2丁目まで面的に続く大規模遺跡であり、あたかも古代都市の様相を呈していたとみられる。しかし、これらの大部分が市街化区域となつてほぼ宅地化されてしまっており、新たな宅地開発を止めることは極めて難しい。近年の住宅建築事情を勘案すると、個人住宅であっても盛土対応などによる現状保存が叶わず、個人住宅レベルの記録保存を前提とした狭小な発掘調査の件数が明らかに増大しており、計画的な試掘・確認調査と重要遺構の現状保存を行うのにほど遠い状況である。狭小な調査区における発掘調査は、現場の調査員の広い視野を奪い、体系的な遺構の把握と判断を見失う危険性をもっている。台渡里の地において官衙の構造的把握が遅れるのもこうした社会的環境が多分に影響している。

台渡里遺跡群全体を取り巻く社会的環境は、同時に、確認調査を経て史跡に指定することができ、恒久的な保護保存が可能となるだけの条件を備えている区域が極めて限られることに繋がり、文化財と市民生活との共生・共生を図る上でなお困難さを抱えることとなるのである。この意味でいえば、長者山地区が市街化調整区域

かつ風致地区であることは、万全でないにせよ、宅地開発等の進展がある程度抑制されているとみられ、これまでの調査結果が示すとおり、極めて良好な形で官衙遺跡が遺されていたことについては、前向きに捉えておくべきである。複数棟の瓦倉に二重の区画施設、駅家推定地の遺跡との出土瓦で結ばれる関係性など、ここ数年で明らかとなったことは、さらにより豊かな歴史叙述として実を結ぶためにも、さらに深く考究されるべき事柄である。記録保存を前提とした発掘調査すら前向きに捉え、これまで蓄積してきた広義の台渡里遺跡群の調査成果を体系化し、官衙遺跡における古代景観の復元へ向けた検討を進めることを当面の課題として掲げ、擱筆とする。

(渥美・川口)

註

- 1) 長者山地区から多賀城様式瓦が出土することを最初に指摘したのは高井悌三郎である。高井は3117型式軒丸瓦が多賀城に特徴的な重弁蓮華文に示唆されたものと理解し、三重弧文軒平瓦も多賀城廃寺・陸奥国分寺における手法と同じであることを指摘した(高井1964)。その背景には東北経営の基地として常陸国が重要な位置にあり、那賀郡がその主要な地位を占めていた関係から多賀城の造瓦技術が那賀郡の造瓦技術に影響を与えたとの理解を示した(高井1964)。この高井の見解は黒澤彰哉も支持しており、3117軒丸瓦や重弧文軒平瓦が長者山地区の建物に葺かれた直接的な契機として、養老7年(723)の那賀郡大領による私穀三千石の献物叙位によって多賀城系瓦工の招聘が可能となったのではないかと理解する(黒澤1998)。これに対し、須田勉は、多賀城創建期の重弁八弁蓮華文軒丸瓦は、郡山廃寺の軒丸瓦の中房・間弁と長者山地区の3117型式軒丸瓦の肉厚な重弁とが合体して内区を構成し、外区は内縁の圏線と三角形の珠文を消失させ、外区外縁の素文縁のみを残した結果と理解する。また、軒平瓦にへう描き重弧文が採用されたのは長者山地区の影響が強かったことによるものとし、その背景に多賀城造営以前に長者山地区の正倉院造営の開始があり、技術者の移動を想定する(須田2005)。この多賀城創建期の重弁八弁蓮華文軒丸瓦の祖型に3117型式軒丸瓦が関与しているとする須田説に対し、山路直充は瓦当文様の型式変化の視点から、内区外周の圏線の消失を捉え、郡山遺跡→多賀城→那賀郡家とするほうが自然であるとし、高井や黒澤と同様の立場を取る(山路2005a)。須田が想定しているように、多賀城創建期に位置づけられる下伊場野窯の瓦生産に那賀郡衙正倉院の造営に関った工人が組み込まれ、出土している116型式(重弁八弁蓮華文軒丸瓦)の文様創出に関わったとすれば、彼らが作り慣れ、見慣れていたはずの3117型式が長者山地区で最初に屋根に葺かれた創建瓦として存在しなければならない。しかし、長者山地区で3117型式は少数しか出土しておらず、屋根に最初に葺かれた瓦として理解することは難しい。量的な観点から3117型式は、瓦倉の補修瓦という位置付けとなり、多賀城の模倣品と理解すべきである。
- 2) 第7次は、昭和48年に水戸市教育委員会が実施した史跡保存に向けた範囲確認調査である。本調査では、礎石建物跡2棟及び時期不明の溝2条、中世の瓦礫道1条が確認されている。しかしながら、調査成果が公表されないまま現在も出土遺物の内訳について不明のままである。軒瓦と文字瓦、丸瓦の一部については、須田勉によって紹介されている(須田2005)、その全容をうかがい知ることにはできない。これらの瓦が2棟の礎石建物に伴うものであったかは不明であり、中世の瓦礫道から出土した可能性も否定できない。ただし、第48次トレンチ2の調査により瓦礫道には、瓦が一切使用されていない状況が確認されている。このことから、瓦礫道の直近にある廃絶した2棟の礎石建物から、瓦や地業の化粧に使用された礫が運ばれてきた可能性が高い。第7次出土の平瓦と丸瓦の隅総数を計量した結果、平瓦59、丸瓦31であった。平瓦と丸瓦の隅数を4で割ると、平瓦の隅数 $59 \div 4 = 14.75$ 枚、丸瓦の隅数 $32 \div 4 = 8$ 枚となる。平瓦:丸瓦の比率は14.75:8で、1.84:1となることから、これらの瓦が2棟の礎石建物に伴うものであったと理解すると、屋根景観については、総瓦葺とみて良い。ただし、2棟とも総瓦葺であったかについては定かではない。
- 3) 栃木県河内郡上三川町上神主・茂原官衙遺跡SB01や栃木県那須郡那珂川町那須官衙遺跡TG161のように郡衙正倉院の中で桁行が20mを超えるような礎石建物が総瓦葺と判明している例はあったが、基礎地業の形が正方形となるような3×3間の正倉は、板葺か茅葺あるいは棟の部分にのみ瓦を葺いた熨斗棟や豊棟等の例が一般的であると考えられてきた。

引用・参考文献

- 安藤 寛 1992 「65 県史跡 長者屋敷遺跡」『磐田市史 史料編』1 考古・古代・中世 磐田市
- 伊東重敏 1975 『常陸考古学研究所学報第 16 集 SiteNo.6181 水戸地方における古代窯業の研究（その 2）水戸市田谷廃寺跡出土古瓦雑考』常陸考古学研究所
- 井上義安・千葉隆司 1995 『水戸市台渡里廃寺跡 都市計画道路 3・6・30 号線埋蔵文化財発掘調査報告書』水戸市台渡里廃寺跡発掘調査会
- 茨城県教育委員会 2000 『茨城県遺跡地図』
- 宇野隆夫 1982 「2 遺物（1）考察の方法（b）瓦の数量計算方法」『丹波周山窯址』京都大学文学部考古学研究室
- 上原真人 1988 「平安貴族は瓦葺邸宅に住んでいなかった—平安京右京一条三坊九町出土瓦をめぐって—」『高井悌三郎先生喜寿記念論集 歴史学と考古学』真陽社
- 大橋 生・林 邦雄ほか 2006 『台渡里廃寺跡—市道常磐 17 号線道路改良工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書（2）—』水戸市埋蔵文化財調査報告第 4 集 水戸市教育委員会
- 大橋泰夫 1999 「古代における瓦倉について」『瓦衣千年—森 郁夫先生還暦記念論文集—』190-198 頁 森郁夫先生還暦記念論文集刊行会
- 2004 「Ⅲ—1 瓦葺建物復元」『古代の官衙遺跡Ⅱ 遺物・遺跡編』独立行政法人文化財研究所奈良文化財研究所
- 小川和博・大淵淳志 2008a 『宮脇遺跡第 5 次発掘調査報告書』阿見町教育委員会
- 小川和博・大淵淳志 2008b 『宮脇遺跡第 6 次発掘調査報告書』阿見町教育委員会
- 小川和博・大淵淳志ほか 2006 『台渡里遺跡—集合住宅建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書—』水戸市教育委員会
- 小川和博・大淵淳志ほか 2008 『大串遺跡（第 7 地点）—介護老人保健施設建設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書—』水戸市埋蔵文化財調査報告第 14 集 水戸市教育委員会
- 片岡宏二 2008 「小郡官衙遺跡（福岡県小郡市）の再検討」『条里制・古代都市研究』23
- 金田明大・西村 康ほか 2010 「建物の歴史を電磁波でみる—水戸市台渡里遺跡長者山地区Ⅶ地点の探査—」『日本文化財科学会第 27 回大会研究発表要旨集』日本文化財科学会
- 川口武彦 2008 「■問題提起 18 ■ 常陸国那賀郡衙周辺における瓦倉の造営—対蝦夷政策に伴う兵站基地の荘厳化—」『地方史研究』第 334 号 地方史研究協議会
- 2009a 「茨城県水戸市北屋敷遺跡出土瓦の再検討」『史聚』第 42 号 史聚会
- 2009b 「茨城県水戸市田谷廃寺跡出土瓦の再検討—多賀城様式瓦と文字瓦を葺いた瓦倉が眠る官衙遺跡—」『日々の考古学 2』東海大学考古学教室開設 30 周年記念論文集編集委員会
- 2010a 「大串遺跡の正倉の屋根景観を考える—大串遺跡群出土瓦の数量的検討から—」『婆良岐考古』第 32 号 婆良岐考古同人会
- 2010b 「常陸国の多賀城系瓦からみた陸奥国との交流—那賀郡衙正倉院・正倉別院出土瓦を中心として—」『シンポジウム 古代社会と地域間交流—寺院・官衙・瓦からみた関東と東北—』一般社団法人日本考古学協会第 76 回総会実行委員会
- 川口武彦・渥美賢吾ほか 2009 『台渡里 1—平成 18 年度長者山地区範囲確認調査概報—』水戸市埋蔵文化財調査報告第 21 集 水戸市教育委員会
- 川口武彦・金田明大ほか 2009 「(42) 地方官衙遺跡における微地形測量と地下探査の有効性—水戸市台渡里廃寺跡長者山地区の事例から—」『有限責任中間法人日本考古学協会第 75 回総会研究発表要旨』有限責任中間法人日本考古学協会
- 川口武彦・小松崎博一ほか編 2005 『台渡里廃寺跡—範囲確認調査報告書—』水戸市埋蔵文化財調査報告第 1 集 水戸市教育委員会
- 川口武彦・関口慶久ほか 2007 『平成 17 年度水戸市内遺跡発掘調査報告書』水戸市埋蔵文化財調査報告第 21 集 水戸市教育委員会
- 川口武彦・色川順子ほか 2010 『平成 19 年度水戸市内遺跡発掘調査報告書』水戸市埋蔵文化財調査報告第 35 集 水戸市教育

委員会

- 川尻秋生 2009 「東国から見た東北との交流」『古代社会と地域間交流—土師器からみた関東と東北の様相—』六一書房
- 瓦吹 堅 1991 「水戸市台渡里廃寺覚書Ⅲ—観音堂山・南方・長者山地区の性格について—」『婆良岐考古』第13号 婆良岐考古同人会
- 黒澤彰哉 1998 「常陸国那賀郡における寺と官衙について」『茨城県立歴史館報』25 茨城県立歴史館
- 木本挙周 2008 「水戸市大串遺跡第7地点出土文字瓦の検討」『帝塚山大学大学院人文科学研究科紀要—発刊10周年記念号—』第10号 帝塚山大学大学院人文科学研究科紀要編集委員会
- 木本雅康 2008 『遺跡からみた古代の駅家』山川出版社
- 栗田則久・郷堀英司ほか 2009 『武射郡衙跡—山武市嶋戸東遺跡総括報告書—』財団法人千葉県教育振興財団
- 佐々木藤雄・林 邦雄ほか 2007 『アラヤ遺跡(第2地点)—市道常磐10号線道路改良工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書—』水戸市埋蔵文化財調査報告第12集 水戸市教育委員会
- 佐々木藤雄・林 邦雄ほか 2008a 『台渡里遺跡(第39次)—公共下水道工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書—』水戸市埋蔵文化財調査報告第15集 水戸市教育委員会
- 佐々木藤雄・林 邦雄ほか 2008b 『渡里町遺跡(第5地点)—市道常磐31号線道路改良工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書—』水戸市埋蔵文化財調査報告第16集 水戸市教育委員会
- 進藤秋輝 2004 「城柵」『古代の官衙遺跡Ⅱ 遺物・遺跡編』奈良文化財研究所
- 進藤秋輝・高野芳宏ほか 1975 「多賀城創建瓦の製作技法」『研究紀要Ⅱ 続多賀城碑特集』宮城県多賀城跡調査研究所
- 条里制・古代都市研究会編 2009 『日本古代の郡衙遺跡』雄山閣
- 鈴木 功 2006 『日本の遺跡10 白河郡衙遺跡群 古代東国行政の一大中心地』同成社
- 須田 勉 2005 「多賀城様式瓦の成立とその意義」『国士舘大学文学部人文学会紀要』第37号 国士舘大学文学部
- 高井梯三郎 1964 『常陸台渡里廃寺跡・下総結城八幡瓦窯跡』綜藝舎
- 大刀洗町教育委員会 2010 『下高橋遺跡Ⅷ 史跡下高橋官衙遺跡確認調査』大刀洗町文化財調査報告書第48集
- 蓼沼香未由・川口武彦ほか 2004 『台渡里廃寺跡—集合住宅建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書—』水戸市教育委員会
- 知久裕昭 2008 『幡羅遺跡Ⅲ—実務官衙域の調査(1)・道路跡の調査—』埼玉県深谷市埋蔵文化財発掘調査報告書第99集
- 外山泰久 1993 「アラヤ前遺構(水戸市渡里町)をめぐって」『常総の歴史』13 崙書房
- 奈良・平安時代研究班 1999 「茨城県域における施釉陶器の検討(5)」『研究ノート』8号 財団法人茨城県教育財団
- 古川一明 2008 「多賀城創建期について」『第34回古代城柵官衙遺跡検討会—資料集—』古代城柵官衙遺跡検討会
- 古川一明・太田 肇 1993 『日の出山窯跡群—詳細分布調査とC地点西部の発掘調査—』色麻町教育委員会
- 三井 猛 2009 「微地形測量による遺跡調査の有効性について」『常総台地16 鴨志田篤二氏考古学業45周年記念論集』常総台地研究会
- 宮城県教育委員会・宮城県多賀城跡調査研究所 1982 『多賀城跡政庁跡 本文編・図録編』
- 村田晃一 2009 「律令国家形成期の陸奥北辺経営と坂東」国士舘大学考古学研究会編『古代社会と地域間交流』六一書房
- 2010 「古代奥羽の城柵・官衙の門と圍繞施設」『第13回古代官衙・集落研究会報告書 官衙と門』奈良文化財研究所研究報告第4冊 奈良文化財研究所
- 山中敏史 1994 「第一章 郡衙の構造と機能 第四節 正倉の構造と機能」『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房
- 2007 「2 基部構造にみられる特徴(1) 掘立柱建物と礎石建物」『古代官衙の造営技術に関する考古学的研究 平成15年度～平成18年度科学研究費補助金(基盤研究(B))研究成果報告書』山中敏史
- 山路直充 2005a 「文字瓦からみた陸奥と坂東—多賀城I期の文字瓦を中心に—」『第3回東北文字資料研究会資料』東北文字資料研究会
- 2005b 「文字瓦の生産—七・八世紀の坂東諸国と陸奥国を中心に—」『文字と古代社会 三 流通と文字』吉川弘文館



第 38 次 T3SI01・SD01・SB01 重複状況 (南から)



第 38 次 T4SD01 検出状況 (東から)



第 38 次 T1SD01・SI01 重複状況 (南から)



第 38 次 T1SD02 検出状況 (西から)



第 38 次 T3SF01・SB02 重複状況 (北東から)



第 38 次 T3SD03 土層断面 (東から)



第 38 次 T6SD01 検出状況 (北東から)



第 38 次現地説明会風景



第 48 次 T6SD01 掘削状況 (東から)



第 48 次 T6SD01 土層断面 (南から)



第 48 次 T8 東側 SD05 検出状況 (西から)



第 48 次 T5SI01 検出状況 (南西から)



第 48 次 T5SI01 遺物検出状況近景 (北から)



第 48 次 T4SD03 土層断面状況 (南から)



第 48 次 T4SB01 柱穴検出状況 (東から)



第 48 次 T4SB01 柱穴検出状況 (南東から)



第 48 次 T4SB01 柱穴検出状況 (南から)



第 48 次 T5SB02・SI01 重複状況 (南東から)



第 48 次 T2SF01 検出状況 (東から)



第 48 次 T3SD03 土層断面 (北から)



第 48 次渡里小学校現地見学風景 (北西から)



第 54 次レーダー探査風景 (北東から)



第 54 次 T4SD01 検出状況 (東から)

写真図版 4



第 54 次 T2SD02 土層断面 (南西から)



第 54 次 T3SE01 土層断面 (北西から)



第 54 次 T3SE01 土層断面 (東から)



第 54 次 T1SD02 土層断面 (北東から)



第 54 次 T1SD02 土層断面 (北から)



第 54 次 T2SD01 土層断面 (北から)



第 54 次 T2SD01 土層断面 (北西から)



第 54 次 T3SI01 検出状況 (西から)



第 30 次 SB002 出土隅切平瓦・隅切丸瓦（上段左が隅切丸瓦，いずれも短縄叩き）



第 30 次 SB003 出土隅切平瓦（左と右下のものに丹線あり，いずれも短縄叩き）

報 告 書 抄 録

ふりがな	だいわたり さん							
書名	台渡里 3							
副書名	平成 19～21 年度長者山地区範囲確認調査概報							
シリーズ名	水戸市埋蔵文化財調査報告 第 37 集							
編著者名	渥美賢吾・川口武彦							
編集・発行機関	水戸市教育委員会	所在地	〒 300-8610 茨城県水戸市中央 1 丁目 4 番 1 号 ☎ 029-224-1111					
発行年月日	2011 (平成 23) 年 1 月 21 日							
ふりがな 所収遺跡名	しよざいち 所在地	コード		北緯 ° ' "	東経 ° ' "	調査期間	調査面積	調査原因
		市町村	遺跡 番号					
だいわたりかんがいせき 台渡里官衙遺跡 ちょうじやま ちく (長者山地区)	みとしわたりちょう あざ 水戸市渡里町字 ちょうじやま 長者山 3064, 3065, 3071-4, 3073-1, 3077- 1, 3086, 3087, 3089- 1, 3090-1, 3090-4, 3114, 3115, 3145-1, 3145-2, 3146 外	08201	098	36° 24' 41"	140° 25' 50"	平成 19 年度 (38 次) 2007.11.12 ~ 2008.2.21	420 m ²	重要遺跡範囲確認
						平成 20 年度 (48 次) 2008.10.21 ~ 2009.03.27	404.9 m ²	
						平成 21 年度 (54 次) 2009.07.08 ~ 2009.08.28	189.4 m ²	
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項			
台渡里官衙遺跡 (長者山地区)	集落跡 官衙跡 城館跡	縄文	土坑	縄文土器・石器	平成 18 年度からの 4 次にわたる確認調査を通じて、8 世紀に入ってから、明確な区画を持たない掘立柱建物の正倉や屋などが展開し、8 世紀中葉までには東西 275m ~ 300m, 南北 160 ~ 235m の範囲に大小二重の区画溝に囲われた総瓦葺の瓦倉 4 棟を含む礎石建物群が造営されていたことが明らかとなった。二重の区画溝を伴う正倉院は管見に触れた限りでは確認できず、一つの正倉院内に総瓦葺の瓦倉が複数棟存在する例も全国的に例がない。地方官衙の景観を考究する上でも大きな成果が得られた。			
		古墳	竪穴住居跡	土師器・須恵器・金属製品				
		奈良・平安	礎石建物跡 掘立柱建物跡 溝跡	瓦 灰釉陶器・土師器・須恵器 炭化米・炭化材				
		中世	道路状遺構 溝跡	内耳土器・カラケ・獣骨				
		近世		陶磁器				

※北緯・東経は測地系 2000 対応。Web 版 TKY2JD (Ver.1.3.79) による変換。



水戸市埋蔵文化財調査報告 第37集

台渡里3

—平成19～21年度長者山地区範囲確認調査概報—

印刷 平成23年1月21日

発行 平成23年1月21日

編集・発行 水戸市教育委員会

〒310-8610 茨城県水戸市中央1丁目4番1号

TEL：029-224-1111（代）

印刷 コトブキ印刷株式会社

〒310-0851 水戸市千波町2398-1

TEL：029-241-1000